

平成15年9月17日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	15 番	中村清
5 番	橋爪敏	16 番	谷口良隆
6 番	山口瑞枝	17 番	中島邦保
7 番	中村雄一郎	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	坂本博昭
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	矢	野		正
産業部	長	山	口	賢	治
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	山	本	克	樹
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		正	宝	典	子
税務課	長	西	本	勝	次
福祉事務所長兼 老人福祉センター所長		峰	松	光	夫
保険健康課	長	平	尾	弘	義
農林水産課	長	中	橋	孝	司郎
商工観光課	長	北	御門	敏	則
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
水道課	長	井	手	讓	二
会計課	長	森		久	幸
教育	長	小	野原	利	幸
教育次長兼庶務課長		北	村	和	博
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
同和対策課長兼 生涯学習課参事		田	中	義	明
農業委員会事務局長兼 農林水産課参事		武	藤	竹	美
監査委員		江	口		徹

---

## 平成15年9月17日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- |      |  |
|------|--|
| 日程第1 | 議案の追加上程（市長の提案理由の説明）                              |
| 日程第2 | 報告第9号 専決処分事項の報告について（報告）                          |
| 日程第3 | 報告第10号 平成14年度鹿島市土地開発公社決算について（報告）                 |
| 日程第4 | 議案第45号 平成14年度鹿島市水道事業会計決算認定について（総括質疑、決算審査特別委員会付託） |
| 日程第5 | 議案第46号 鹿島市心身障害児通園施設設置条例について（質疑、討論、採決）            |
| 日程第6 | 議案第47号 一般職の職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）  |
| 日程第7 | 議案第48号 鹿島市工場等の振興措置に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第8 | 議案第49号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）      |

---

### 午前10時 開議

#### ○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。事務局長。

#### ○議会事務局長（坂本博昭君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案6件の追加提出がありました。議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由の説明）

#### ○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第50号から議案第55号までの6議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

#### ○市長（桑原允彦君）

おはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日追加提案いたします議案は、決算認定6件でございます。

それでは、議案第50号から議案第55号まで平成14年度の一般会計並びに公共下水道事業、谷田工場団地造成・分譲事業、国民健康保険、老人保健及び給与管理のそれぞれの特別会計の歳入歳出決算について概要を申し上げます。

まず、平成14年度の地方財政計画は、長期のみならず短期の財政予測でさえ大変困難な状況で、景気動向がつかみにくい上、制度改正の行方も不透明であることを踏まえて、歳入面においては地方税負担の公平・適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図り、歳出面においては、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、経費全般について徹底した節減合理化を推進する一方、景気対策への取り組み、IT革命の推進等、21世紀の発展基盤の構築、総合的な地域福祉施策の充実等に対処することとし、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることを基本方針とされておりました。

これを受けて、本市の一般会計では事務事業の見直しによる事業の取捨選択、また後年度の財政負担の軽減を図るため、限られた財源の中から基金への積み立てを行うなど効率的な財源配分と健全な財政運営に留意しながら、必要な事業に積極的に取り組んでまいりました。その中で、歳入面では市税の的確な捕捉と収納率の向上対策、地方交付税の確保、各種事業補助金の積極的な活用及び交付税措置のある市債の選択を行う一方、歳出面では経費全般にわたってむだを省くとともに、投資的経費では「第4次鹿島市総合計画」の基本理念に基づいて、都市基盤及び生活環境の整備、教育文化及び福祉の向上、また産業の振興など「人が輝くまち鹿島」づくりに努めました。

公共下水道事業特別会計につきましては、昭和61年度に事業認可を得て、平成6年10月から公共下水道の使用を開始し、健康で快適な居住環境の整備と公共用水域の水質保全対策のため、引き続き各種事業を実施いたしました。

谷田工場団地造成・分譲事業特別会計につきましては、産業基盤の転換・強化のため、平成2年度から4年度まで能古見・谷田地区に工場団地造成を行い、翌年度から分譲を開始いたしております。

国民健康保険特別会計につきましては、老人医療拠出金や介護納付金を含む医療費は増加する一方、歳入においては所得及び被保険者数の低迷から保険税が伸び悩み、収支見通しは極めて厳しいものがございますが、一般会計繰入金が増などにより黒字決算となっております。

老人保健特別会計につきましては、支払基金、国県支出金及び一般会計からの繰入金を財源とし、70歳以上の高齢者の医療費を支出したもので、歳入不足の決算となっておりますが、

不足した財源は次年度に国等から精算補てんされるものでございます。

給与管理特別会計は、職員給与の支給事務の簡素化を図るために設置しているものでございまして、水道事業会計を除くそれぞれの会計の給与費額と重複した決算となっております。

以上、各会計の概要を述べましたが、決算につきましては地方自治法第 233条第 2 項の規定により監査委員の審査に付し、同条第 3 項の規定により、その意見と同条第 5 項の規定に基づく「主要施策の成果説明書」を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、各会計の平成14年度での主要な施策内容について申し上げますが、説明の都合上、事業費等につきましては千円単位で申し上げます。

では、初めに議案第50号 平成14年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成14年度の一般会計当初予算は11,777,506千円で編成計上いたしましたが、以後 6 回の補正並びに平成13年度からの繰越明許費事業分を合計して、最終的には13,764,019千円の予算規模となったものでございます。

それでは、平成14年度で取り組みました主な事業について申し上げます。

まず、投資的経費のうち補助事業では、

1. 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業など地域情報化推進事業に94,322千円。
2. デイサービスセンター施設整備事業など老人福祉の向上に 5,141千円。
3. 家庭用合併処理浄化槽設置事業など生活環境の整備に22,497千円。
4. 農業生産総合対策、森林整備事業、水産業振興整備事業などの産業基盤の整備振興に1,226,083千円。
5. 都市公園施設整備事業、特定交通安全施設整備など都市基盤の整備に80,000千円。

また、単独事業では、

1. シルバーワークプラザ施設整備事業、高齢者住宅改良事業補助などの高齢者生活支援事業、重度身体障害者住宅改良事業補助など福祉の向上に23,320千円。
  2. 生ごみ処理機設置事業補助、簡易水道施設整備事業補助など生活環境の整備に 2,270千円。
  3. 土地改良事業、農道・農業用排水路整備事業、水田農業経営確立推進事業、園芸農業確立対策事業、林道改良事業、漁港改良事業など産業基盤の整備振興に 191,580千円。
  4. 市道改良舗装事業、下水溝整備事業、都市公園施設整備事業など都市基盤の整備に 573,640千円。
  5. 防災基盤整備事業など防災対策に 7,337千円。
  6. 小・中学校施設整備事業、伝統的建造物群保存対策事業など教育文化の向上対策に 199,007千円、ほか合わせまして単独事業費総額 1,011,842千円を投資いたしております。
- その他、広域営農団地農道整備、国県道、街路事業などの県営事業負担金に95,326千円な

どを投資いたしております。

以上、投資的経費は総額で 2,537,336千円となり、これは前年度と比較して農業生産総合対策事業（果樹集出荷施設整備事業）の実施などにより49.4%の大きな伸びとなっております。

なお、事務事業につきましては、「主要施策の成果説明書」に投資的経費の事業内容とともに、それぞれの部門別にその成果を説明いたしておりますので、ここでは省略させていただきます。以上、平成14年度の歳出決算額は13,153,741千円となり、予算額に対して95.6%の執行率となっております。

次に、歳入でございますが、主なものといたしましては市税 2,827,182千円、地方交付税 4,857,428千円、国庫支出金1,151,655千円、県支出金1,810,349千円、及び市債937,235千円など歳入決算額で13,419,206千円となり、歳出充当財源13,153,741千円と翌年度への繰越財源25,007千円を控除した実質収支では、240,458千円の黒字決算となっております。

なお、平成14年度決算の特色といたしましては、歳入面では市税で固定資産税の増はあったものの、景気の低迷などから個人市民税や法人市民税が落ち込み、市税総額では微増にとどまり、地方交付税では交付税の原資である国税の落ち込みなどにより、普通交付税、特別交付税ともに大幅な減収となっております。また、利子割交付金が高利率郵便貯金の集中満期終了により大きく落ち込み、繰入金では前年度で減債基金を繰り上げ償還の実施財源として、また、公共施設建設基金を庁舎外壁改修の実施財源として大きく取り崩していたことにより大幅な減となっております。その一方、県支出金が農業生産総合対策事業（果樹集出荷施設整備事業）の実施により大幅な増となったほか、市債で地方交付税の原資不足を補てんする臨時財政対策債が倍増したことなどにより大きな増となっております。以上の結果、歳入総額では前年度比 4.0%の増となっております。

この一方、市税、地方譲与税及び地方交付税などの一般財源ベースでは、前年度比 4.1%の減となっております。これは主に、地方交付税、利子割交付金、減債基金繰入金などが大幅減となったことなどによるものでございます。地方交付税の減の主な要因といたしまして、普通交付税においては、交付税算出に用いる基準財政需要額で、平成13年度から本来交付税で補てんすべき地方財源不足の一部について、国税収入の落ち込みなどにより臨時財政対策債に振りかえて賄うこととされ、その発行額が倍増したこと、また今年度から小規模な市町村に交付税を手厚く配分する段階補正の見直しが行われたことなどによるもので、特別交付税においては、災害需要額や投資単独事業が減少したことなどによるものでございます。この結果、歳入一般財源は 9,069,837千円となり、前年度比 4.1%の減となったものでございます。

歳出面では、投資的経費を除いた事務事業経費の総額は10,616,405千円で前年度比 3.0%の減となっておりますが、これは退職者の増加で退職金が大幅増となったものの、給与のマ

イナス改定により職員給が大きな減となったこと、前年度で繰り上げ償還を実施していた関係で公債費が大幅減となったこと、さらに減債基金への積立金が大幅減となったことなどによるものでございます。また、これに充当いたしました一般財源も 8,182,314千円で前年度比 4.3%の減となっております。

産業基盤の整備、都市基盤の整備、教育施設の充実など投資的経費総額の 2,537,336千円に充当いたしました一般財源は、622,058千円で前年度比 2.8%の減となっております、これは主に庁舎施設整備事業の減によるものでございます。

以上、決算の結果、平成14年度の経常収支比率は92.9%で、前年度と比較して 4.8ポイントの増となっております。これはまず歳出で退職者の増による人件費の伸びや民間保育所運営費及び児童扶養手当の増などによる扶助費の伸びなどにより、経常経費充当一般財源は 3.3ポイント増加いたしております。一方、歳入では、臨時財政対策債で増となったものの、利子割交付金が 1.4ポイントの減、普通交付税が国の収入不足等により前年度比 2.3ポイントの減となり、経常収入一般財源で 1.5ポイントのマイナスとなったものによるものでございます。

起債制限比率は12.4%で、前年度比 0.3ポイントのマイナスとなりましたが、平成13年度に高率縁故債の繰り上げ償還を実施したことによるもので、財源見通しが非常に厳しい状況の中で、今後とも事務事業の取捨選択によりむだのない行財政運営を基本理念として、これらの比率の抑制を図っていく所存でございます。

また、平成14年度末での市債残高は12,749,430千円で 2.4%の減となっており、債務負担行為額については 1,180,796千円で前年度比15.0%のマイナスとなっております。このうち市債の減につきましては、平成13年度に高率縁故債の繰り上げ償還を実施したことによるものでございます。

以上、一般会計の決算について説明いたしましたが、今後も小・中学校の大規模改造を初め公園事業、漁港整備、公共下水道事業、また中木庭ダムや国道 207号バイパスの関連事業、さらに広域営農団地農道、街路事業等の県営事業負担金、あるいは中木庭ダム建設に係る出資など、これら大型事業の推進には相当規模の財政需要が見込まれます。この一方で、景気は回復の兆しが見えず、市税、地方譲与税、地方交付税の歳入一般財源の見通しは相変わらず厳しい状況でございます。このため、今後とも不要不急の事務事業のカット、行財政の思い切った見直しなどで、財政の健全性を確保するため一層の努力を重ねていく所存でございます。

次に、議案第51号 平成14年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成14年度事業の歳出につきましては、汚水管渠築造及び雨水路・雨水ポンプ場整備等の建設事業費に 618,493千円、雨水ポンプ場及び管渠等の維持管理費に23,230千円、浄化セン

ター及び中牟田グリーンセンターの運転管理費等に 110,898千円、公共下水道の全般的な管理事務費に24,472千円、地方債の元利償還に 468,322千円、総額で 1,245,415千円を支出いたしております。なお、予算総額のうち 104,700千円を平成15年度で使用することといたしております。

一方、歳入につきましては、受益者負担金33,261千円、下水道使用料72,066千円、公共下水道手数料 144千円、国庫補助金 219,300千円、諸収入 6,436千円、市債 328,800千円、一般会計繰入金 583,208千円、平成13年度からの繰越金10,200千円、総額で 1,253,415千円となり、収支差し引き 8,000千円は平成15年度への繰越明許事業分の財源として使用することといたしております。

次に、議案第52号 平成14年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成14年度決算につきましては、歳出総額で15,210千円となっており、市債の元利償還が主なもので、うち元金13,473千円、利子 1,583千円となっております。

歳入では、一般会計繰入金15,085千円、使用料 120千円、前年度からの繰入金17千円、総額で15,222千円となり、12千円の黒字決算となっております。

次に、議案第53号 平成14年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、平成14年度の年間平均の被保険者数は1万 4,320人で、前年度に対し 1.3%増加し、国保加入率は 42.24%となりました。歳出では、昨年引き続き高齢者健康指導事業や中高年被保険者参加型生きがい健康づくり事業に取り組むとともに、人間ドックに対する助成、生活習慣病予防教室、保健師による訪問指導等を実施して、疾病の早期発見・早期治療を促し、健康増進のために各種の保健事業を実施しました。また、医療給付費では、国の制度改正により本年度に限って11月分の支給となったため、1人当たりの費用額は一般被保険者分で 8.7%、退職者被保険者分で 8.5%といずれも減少いたしております。

一方、歳入におきましては、保険税の現年度課税分は調定額で 1,061,672千円、前年度比 0.7%の増、1世帯当たりでは174,502円、1.7%の減となり、1人当たりでも0.6%の減となりました。また、収納額は収納率向上に努めましたが、現年度分で 988,262千円、収納率は 93.1%となり、前年度より 0.6ポイント減少しました。

この結果、決算では保険給付費を初めとする支出総額 2,779,675千円に対し、保険税、国庫支出金及び一般会計繰入金などの収入総額は 2,796,875千円となり、収支差し引きで 17,200千円の黒字決算となっております。

この残額につきましては、国民健康保険基金へ積み立てております。

次に、議案第54号 平成14年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について申し上



げます。

平成14年度の年間平均の老人医療受給対象者数は 5,621人で、前年度に対して 109人増加し 2.0%の増、受給対象者は平成15年3月末における人口に対して16.7%となり、前年度より 0.4ポイント増加し、年々増加の傾向が続いております。総医療費は 413,988千円で、前年度に対し 300千円減少しました。この結果、決算では医療諸費等の支出総額 3,758,453千円に対し、支払基金、国県支出金及び一般会計繰入金などの収入総額は 3,710,187千円となり、収支差し引きで48,266千円の赤字決算となっております。そのため不足金については翌年度予算より繰り上げ充用をいたしたところでございます。

次に、議案第55号 平成14年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

この会計は、決算の概要で申し上げましたように、職員給与支給事務の簡素化を図ることを目的とした会計でございまして、水道事業を除く一般会計及び特別会計のそれぞれの給与費決算額と重複した決算となっておりますので、内容は省略いたします。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

## 日程第2 報告第9号

### ○議長（小池幸照君）

次に、日程第2. 報告第9号 専決処分事項の報告についてであります。

当局の説明を求めます。藤家環境下水道課長。

### ○環境下水道課長（藤家敏昭君）

それでは、報告第9号 専決処分事項の報告について申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

これは、交通事故による損害賠償の専決処分であり、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

去る7月15日、午後2時30分ごろ、業務のため軽トラックを運転中、鹿島市大字納富分の末光交差点において事故を起こしたものでございます。

事故の状況でございますが、国道444号の誕生院側より207号バイパス方向へ右折しようとして、右折レーンにて信号停止中、用具の積み忘れに気づき、庁舎へとりに戻るため左折レーンに入り直そうとバックしたところ、荷台に500リットルタンクを積んでいたため、後方確認が不十分で、後方に停車中の軽乗用車前部に衝突したものでございます。

過失割合は10割で、示談解決いたしており、市の過失による負担分の損害額144,180円は、市が加入しております市有物件共済会から補てんされることになっております。

私どもの課では、業務上庁用車の運転機会が多く、安全運転につきましては日ごろより十

分注意をいたしておるところでございますが、今後このような事故を起こさないよう、なお一層の注意を払い、安全運転の遂行に努めたいと思っております。

以上、報告を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

ただいまの報告について質疑はありませんか。20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

簡単ですから自席からお願いします。

毎回、私も同じようなこと言いたくないんですが、最近余りにも多過ぎると思うんですよ。定例議会のたびにこういう形で出て、私たちのところでは安全運転に注意するようになっておりますと、同じことの繰り返しが続いているわけですよ。今回は全く不注意だと言うしかないと思いますが、やっぱり——私はいつも職員の人たちの健康管理とか体調の問題を申し上げますが、やっぱりいろんな問題も重なってくるんじゃないかと思いますが、お尋ねしますが、交通安全について、そういう問題があったときにそういう注意をされるだけなのか。それとも、全職員に対しての交通安全のための講習会など、特別に私はやってしかりだと思うんですよ。毎回同じこと言いたくありません。もう議会のたびだと思えます。その辺についてどう取り扱っていらっしゃるのか。二度と次の議会でこういうことのないように、私がまた同じことを言わんでいいようにやってくださいよ。もう余りにもひどいと思えます。

**○議長（小池幸照君）**

山本総務課長。

**○総務課長（山本克樹君）**

御質問のように、最近、こういう形で報告するケースがふえてきたのは事実でございます。

運転手本人は注意はしていると思えますけれども、やはり気の緩みとか交通安全、いわゆる安全運転に対する認識が欠けていた、そういったところからこういった事故につながっていったというふうに思えます。

毎回毎回、注意をしていきますという形でしか御答弁申し上げてきておりませんが、交通安全教室、これは来月実は予定をいたしております。これは全職員を対象に交通安全教室、これは昨年から開催をしておりますけれども、そういうふうにして、なお一層引き締めをしていきたいというふうに思っております。

やはりどうしてもこれは、来期は絶対こういうことがないようにということで注意をしていきますけれども、申しわけございません。引き締めを図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今の件について、市長の方から何かありましたら一言お願いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ただいま課長の方から申しあげましたように、交通事故対策につきましては十分やりまして、今から少なくなるように、ないように頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑はないようですから、以上で報告第9号は終わります。

日程第3 報告第10号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3．報告第10号 平成14年度鹿島市土地開発公社決算についてであります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

それでは、報告第10号 平成14年度鹿島市土地開発公社会計の決算について御報告申し上げます。

別冊の平成14年度鹿島市土地開発公社決算書の1ページをごらんください。

事業報告書。1．事業の実績でございますが、鹿島市土地開発公社は、平成14年度につきましては公有地の拡大の推進に関する法律並びに鹿島市土地開発公社定款に基づき、公有地の取得及び処分等の事業を実施いたしました。

公有地の取得及び売却でございますが、国道207号鹿島バイパス代替地取得事業用地2.43平方メートルを取得し、1,066.59平方メートルを売却いたしております。取得価格は68,283円で、売却価格につきましては29,971,179円となっております。

4ページをごらんください。

平成14年度鹿島市土地開発公社収入支出決算書について御説明いたします。

まず、収入のうち1款.事業収入は、予算現額29,973千円に対しまして決算額は29,971,179円となっております。

1項.土地売却収入につきましては、先ほど申しあげました国道207号鹿島バイパス代替地売却代金でございます。

2款.借入金は、1項、2項とも費目のみで、14年度は借入金をいたしておりません。

3 款. 繰越金は、決算額10,237,940円で、平成13年度からの繰越分でございます。

4 款. 事業外収入は、決算額 1,002,296円で、1 項. 利息収入の 2,296円と、2 項. 雑収入 1,000千円でございます。この雑収入は、市からの登記委託料でございます。

以上の結果、収入合計は予算現額41,222千円に対しまして、決算額は41,211,415円となっております。

なお、事業収入の収入未済額29,971,179円につきましては、4月に全額収入いたしております。

5 ページをごらんください。

次に、支出のうち1 款. 事業費は、予算現額74千円に対しまして決算額68,283円で、不用額 5,717円となっております。これは1 項1 目. 土地取得費の決算額でございます。この詳細につきましては、17ページに公有地明細表を添付しておりますけれども、国道 207号鹿島バイパス建設代替地を移転者に売却する段階で、隣接地との境界線にずれが生じていることがわかり、これを修正するため、面積で2.43平方メートルを取得したものでございます。

次に、2 款. 管理費でございますが、予算現額 4,004千円に対し、決算額 3,326,900円で、不用額 677,100円でございます。この不用額のうち主なものは、一般管理費の人件費でございます。

同じく1 項. 事業管理費は決算額 409,741円で、次のページになりますが、5 節. 委託料で土地売却のための測量等の業務委託料が主なものでございます。

そのまま6 ページをごらんください。

2 項. 一般管理費は、決算額 2,917,159円で、これは1 目. 人件費と2 目. 経費でございまして、各節の備考欄に掲げているものを中心に支出いたしております。

また、不用額は 495,841円となっております。この不用額のうち主なものは人件費と先進地視察等旅費の減でございます。

7 ページをごらんください。

3 款. 借入償還金は費目のみの予算で、借り入れはいたしておりません。

4 款. 事業外支出は、これも支払いはございません。

5 款の予備費につきましても、充用はいたしておりません。

6 款. 繰越金は、決算額 7,845,053円でございます。平成15年度へ繰り越すものでございます。

以上の結果、支出合計は決算額11,240,236円となっております。

8 ページをごらんください。

平成14年度損益計算書でございますが、1. 事業収益29,971,179円に対しまして、2. 事業原価は34,397,587円で、事業総損失が 4,426,408円となっております。これに4. 事業外収益 1,002,296円を加え、3. 販売費及び一般管理費の 2,917,159円を差し引きますと

6,341,271円の経常損失となりました。この経常損失は、定款第24条第2項の規定により準備金で整理いたしております。

9ページをごらんください。

平成14年度貸借対照表でございますが、資産の部は1. 流動資産、現金預金 7,887,183円、これは佐賀銀行、佐賀みどり農業協同組合、労働金庫への預金でございます。

未収金29,971,179円、これは国道 207号鹿島バイパス建設代替地売却代金で先ほど御説明いたしました、4月に全額収入し、佐賀銀行等への定期預金といたしております。

流動資産の合計は37,858,362円で、資産合計も同額でございます。

次に、負債の部でございますが、1. 流動負債、短期預り金42,130円で、流動負債合計も同額でございます。

2. 固定負債、長期借入金は借り入れをしておりませんので、負債合計は42,130円となっております。

次に、資本の部でございますが、1. 基本金、基本財産 1,500千円、2. 準備金、前期繰越準備金42,657,503円、当期純損失 6,341,271円で、資本合計は37,816,232円、負債資本合計は37,858,362円となっております。

以下、資料といたしまして、10ページに準備金計算書、それから未収金明細表、それから13、14ページに収益及び費用の明細表、15ページに長期借入金明細表、16ページに基本金明細表、17ページに公有地明細表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思っております。

以上で平成14年度決算の内容について説明を終わります。どうぞよろしく御審議をお願い申し上げます。

#### ○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。20番松尾征子君。

#### ○20番（松尾征子君）

20番松尾です。2点ほどになるとは思いますが、質問をしたいと思います。

まず、第1点です。ただいまの報告を見ますと、土地開発公社の主な仕事というのは207号に関連するものだったと思ってみましたが、これに関連してお尋ねをしたいと思います。一般質問のときも207号についての質問も出ておまして、12月18日が開通式だというような御回答がされておりましたが、そのことでお尋ねをしたいと思います。皆さん御存じのように、いまだ西牟田から高津原に上がってくる部分の工事が全くとまったままになっているわけですね。もう長期にとまっているわけですが、ああいう状況の中で果たして12月までの開通ができるのかどうかという、私の心配し過ぎかもわかりませんが、どういう理由であそこがもう長いこととまったままになっているのかですね。非常に環境的にも危ないというような状況もありますし、多くの人たちがまだかまだかと待っている中で、ああいう状況がさ

らけ出されているということについて、やっぱり多くの市民の人たちも不安と不満と疑問といろいろと入り乱れているというのが今の状況ですね。そういうことですので、ぜひその辺の御説明を詳しくお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

今お尋ねの件についてお答えいたします。

高津原の平面交差の部分、一番上の部分の工事がとまっているということで、12月の18日で本当に大丈夫かという御質問かと思いますが、あの箇所につきましては今工事が再開されておりまして、今までとまっておりましたのは、あそこの土地の分が収用にかかりまして、裁判所の方で収用の裁決を待っていたということで工事がとまっていた状況になっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

黒川からの入り口のところです。黒川から上がり口のところ、あそこがそのまま閉められて、工事はずっととまっている状況です。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

済みません。取り違えまして、申しわけございません。

今私が申し上げました箇所と一緒に工事をするという計画になっております。ですから、あわせてという形になると思います。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私は専門的にはわかりませんが、12月18日ということで開通式の日が決められたということで、それまでに十分に安全な工事がやられるのかどうか。今、そういうことは余りありませんが、例えば、阪神大震災とか、いろんなところで高速道路とか大きな被害が出たわけですが、手抜き工事だとかなんだとか、そういうような問題もありましたが、期間が短く、急ぐが余りに十分な工事ができないという心配はないんでしょうか。工期については、今から始めて12月18日に十分に安全なバイパスがつくられるという保証はちゃんとあるんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

そのことにつきましては、土木事務所の方に確認をいたしました。工期は、目標は一応11月末と、十分にとった考え方でやっているということでした。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

どういう仕事であっても、危険だとか不十分だということでやるところはないと思いますが、土木事務所がそういうことなら信じるということにしますが、やっぱり直接は県の仕事であっても、工事が完了するまでは担当の方である程度のそういうチェックができる分は私はして、取り組んでいただきたいと思っております。

次ですが、ちょっと私は専門的にわかりませんのでお尋ねをしますが、事業原価が34,397,587円で、結局4,426,408円の事業損失が計上されているということですが、どうしてこういう結果になるんですか。この辺、ちょっと私は専門的にわかりませんので、御説明をお願いします。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。こちらの方の土地につきましては、現物の土地は平成6年度に取得をいたしております。

今回、売却するに当たりまして、一応鑑定評価をとっております。その関係で、平成6年度の土地の取得価格に利息とか事業原価はずっと膨らんでいっておりますけれども、最終的に6年度からの比較といたしまして、土地の価格が落ちているという中で、こういったことで4,000千円の費用損失が生じているということでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

どうも素人ですのでわかりませんが、10年ばかりたっているわけですが、確かに土地の評価額というのは非常に下がってきていますが、やっぱりそういうものなんでしょうかね。私はちょっとその辺わかりませんから、その辺についてはまた後で詳しく教えていただけますでしょうか。

最後にもう1点です。監査のところの最後のところ、私もこれはどうかなと思いついて見ましたが、一番最後ですね。結局、開発公社がもう既に保有面積ゼロとなったということで、最後のところに、「計画の有無により今後の土地開発公社の在り方等については、一定の方向性の検討が必要と思います。」という、このコメントが述べられておりますが、私振り返ってみますと、私がちょうど入ったころでしょうかね、開発公社が設立され、華々しい事業展開があったことを思い出しますが、本当に大きく変わってきたかなと思いついて見ますが、このことについて、執行部としては方向性というのは検討されたのか。私自身の考えとしては、もうこういう状況なら開発公社というのは今の時点では必要ないんじゃないかなという気もしますが、その点について、この指摘を受けられた後どういう検討がされたのか、なされているならばお答えいただきたいし、なされてなければ市長の今後の考えでもお聞かせいただければと思いますが。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

土地開発公社の理事長を務めておりますので、私の方からお答えをいたします。

確かに、意見書の中で開発公社の存続そのものについての御指摘もいただいております。この件につきましては、先般の理事会の中でも私の方からも提起をいたしまして、今後の開発公社のあり方ということでも論議をいたしました。その中で、今日までの公共事業の進め方なり、あるいは今日の経済の状況というような中で、今後、開発公社が必要かという部分は多分にありますが、ただ、一たんこの開発公社を解散しますと、あと何か出てきた場合に新たに設立をするという事務手続が非常に煩雑で期間がかかると、こういう部分もありますので、当面はいましばらく今のような形で存続をしていこうということで、先般の理事会ではそういう結論を出しております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今まで開発公社のいろんな動きを見てきましたが、ある面では、必ずしも開発公社を通してやらなければならないかなというような疑問を持つ事業だっていっぱいあったと思うんですよね。これからの問題だと思いますが、私はやはり今特に一般的な行政の面でもむだを省こうということではさばさ切られているわけですから、こういう形であらわれてきたものですから、まだめどの立たないものなんかがあればというような、そういうことこそ取りやめていくという方向性を私はぜひとっていただきたいと思いますが、その辺は今後また理事会でも検討されると思いますが、その辺を私はお願いしたいと思いますが、今後まだ検討の余地ありますか。



○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

確かに、従来のように土地の高騰とか、そういう部分も含めながら開発公社の存在価値というのはあったと思うんですけれども、今言われますようなことも含めて、理事会の中でも引き続き検討していきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

簡単ですので、自席からお願いします。

現金預金の部の資産の部ですけれども、佐賀銀行とJA佐賀みどり、労働金庫に預金ということですので、この内訳と利率をお知らせいただきたいんですけど。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

内訳につきましては、まず佐賀銀行が10,105,226円でございます。それから（「7,800千円です」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、繰越金の7,845千円の内訳。（「そうです。9ページの方ですけど」「そうです、そうです」と呼ぶ者あり）資産の部。（「現金預金の分」「7,887,183円の内訳です。流動資産の現金預金」「現金預金」と呼ぶ者あり）

済みません。佐賀銀行が7,686,156円となっております。それから、佐賀みどりが100,261円、労金が100,766円、このようになっております。

利率につきましては定期預金、ちょっと私の方で今控えをとっておりませんが、佐賀銀行の定期預金が1,500千円で、あと6,186,156円については普通預金でございます。それから、佐賀みどり、労金につきましても普通預金ということで運用をさせていただいております

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

ほとんど佐賀銀行が主ということでございますので、利率の分を後ほど教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

1点だけお聞きしたいと思いますけど、今、その道路問題で移転をしなければいけないというときに、その移転先の土地を買う場合に例えば、まだ1軒前しか用地のあれが来ていない。ただ、そこに2軒なら2軒一遍に買いたいというときに、土木の用地あたりがまだ一遍には出し切らないという今のあげんとで、そいぎ、公社で一応買い上げておいて、後でそこに移転される場合にそうできるのかできないのかちょっと……。田の方ですけど、前ちょっと聞いた話では、もう田の方を買ってしないとかなんとかという話を聞いたことがありますけど、そういうことを公社としてはされるのかされないのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

田の場合は、まず鹿島市においては保有ができません。それで、あらかじめ公社で買って、それを代替地として本収用地の売却をされる方にお売りするということはまずできません。

それと、税法上もあらかじめ公社が保有しておいて、別の収用地があったときにその公社が保有している土地を三者契約なりなんなりでこの収用地の方に売却をするということは、税法上でもできません。公社があらかじめ保有しておる土地を売却するということは、両方の関係からできないようになっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

田を農地転用して、宅地にした後はできるわけですか。その三者契約でということに全部ひっかかってくっぎ、結局、公社が取得しておいて、それを代替地としてはもうできないということかね。そこんたいの、今んとはゆうわからんやったですけど。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

農地法上、鹿島市が田を保有することはできません。（「転用してからよ」と呼ぶ者あり）転用はだれがされるとでしょうか。（「持った人が転用してからやぎ、できないでしょう」と呼ぶ者あり）それは可能です。ただ、あらかじめ公社が保有しておった土地を三者契約して税の恩典を受けられるかという、あらかじめ保有した土地についてはまずこれはで

きないと思います。ですから、その三者契約を——もし替え地を希望される方がおられて、その土地と本用地、これは直接——代替地、それから本用地、これは双方の方が直接契約というような形になります。ここに市がもう一つおって三者契約という形はとれますけれども、あらかじめ市が所有しておった土地を三者契約というようなのは税法上からいって無理だという意味で申し上げました。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑はないようですから、以上で報告第10号は終わります。

#### 日程第4 議案第45号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．議案第45号 平成14年度鹿島市水道事業会計決算認定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手水道課長。

○水道課長（井手讓二君）

議案第45号 平成14年度鹿島市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

議案書は3ページであります。別冊の平成14年度鹿島市水道事業会計決算書で御説明いたします。

なお、この認定は地方公営企業法第30条第4項で、当該事業年度終了後3月を経過した後、最初の定例会である議会の認定に付すよう規定されており、今議会での認定をお願いいたすものであります。

それでは、1ページをお願いいたします。

平成14年度鹿島市水道事業決算報告書であります。この報告書は予算額、決算額とも消費税込みで記載いたしております。

収益的収入について御説明いたします。

第1款．事業収益は、予算額 602,448千円に対し決算額は 584,329,550円で、前年度より2.41%、14,450,752円の減少であります。営業収益は 578,285,336円で、前年度より2.36%、13,994,091円の減少であります。

次に、収益的支出、第1款．事業費は、予算額 572,888千円に対し決算額は 539,517,356円で、前年度より1.76%、9,662,483円の減少であります。

この結果、事業収益から事業費を差し引き、借受消費税、仮払消費税及び消費税納付額を整理いたしますと、3ページの損益計算書に記載しておりますように、当年度純利益は39,311,057円であります。

2 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款. 資本的収入は、予算額 378,900千円に対し決算額は 217,776,650円で、前年度より14.0%、26,720,350円の増加であります。

支出の第1款. 資本的支出は、予算額 570,905千円に対し決算額は 382,099,175円で、前年度より 2.6%、10,089,414円の減少であります。

資本的収支の予算執行率が低いのは、さきの6月議会で報告いたしましたとおり、ダム建設事業費の繰り越し等に伴うものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 164,322,525円は、過年度分損益勘定留保資金から 120,178,537円、当年度分損益勘定留保資金から38,503,002円、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から 5,640,986円によって不足額を補てんいたしております。

3 ページをお願いいたします。

平成14年度鹿島市水道事業損益計算書であります、この計算書は消費税を抜いた額で記載いたしております。

1. 営業収益は 551,146,657円で、全年度より 2.3%の減少となり、うち給水収益は 541,768,841円であります。

2. 営業費用は 337,825,891円で、前年度より 1.7%の減少となり、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は 213,320,766円であります。

3. 営業外収益は 6,044,214円で、前年度より 456,661円の減少。

4. 営業外費用は 180,053,923円で、前年度より 2.6%の減少であります。

営業利益に営業外利益を加え、営業外費用を差し引きますと、先ほど申し上げましたように39,311,057円の計上利益が生じたところでございます。

4 ページをお願いいたします。

平成14年度鹿島市水道事業剰余金計算書であります、利益剰余金の部、Ⅰ、減債積立金は前年度末残額34,062,196円に、平成13年度の純利益42,193,170円を繰り入れ、当年度末残高は76,255,366円であります。

Ⅱ、建設改良積立金は増減ありません。よって、積立金合計は 106,822,053円であります。

Ⅲ、未処分利益剰余金は、前年度からの繰越利益剰余金48,184,801円に当年度純利益 39,311,057円を加え、当年度未処分利益剰余金を87,495,858円といたしております。

5 ページをお願いいたします。

資本剰余金の部、Ⅰ、工事負担金は当年度発生がございませんで、当年度末残高は 166,828,783円であります。

Ⅱ、新設負担金は、給水装置工事申請時にメーター新設として負担金を徴収するもので、

当年度発生額は 3,240千円で、当年度末残高は 193,451,836円であります。

Ⅲ、工事補償金は、公共事業に伴う配水管布設替工事等に対する工事補償金で、当年度発生額は 5,231千円で、浜川高潮対策事業及び国道 207号バイパス事業に伴うもので、当年度末残高は 423,981,356円であります。

Ⅳ、他会計負担金は当年度発生額が 2,621,572円で、これは消火栓設置に対して一般会計から負担金としていただいております。

なお、当年度末残高は63,980,649円であります。

6 ページをお願いいたします。

Ⅴ、受贈財産評価額は当年度ございませんで、当年度末残高は63,943,099円で、Ⅵ、国庫補助金は当年度発生額が60,402,858円で、当年度末残高は 865,170,642円。

Ⅶ、他会計補助金は当年度発生がなく、当年度末残高は 1,042千円であります。よって、翌年度への繰越資本剰余金は 1,778,398,365円でございます。

7 ページをお願いいたします。

平成14年度鹿島市水道事業剰余金処分計算書でございますが、当年度末処分利益剰余金は 87,495,858円で、本年度の純利益39,311,057円は財政基盤の確立のため全額を減債積立金に積み立てることといたしております。よって、翌年度への繰越利益剰余金は前年度と同額の 48,184,801円であります。

8 ページをお願いいたします。

平成14年度鹿島市水道事業貸借対照表について御説明いたします。

資産の部、1. 固定資産は、有形固定資産合計で 6,439,625,799円であります。うち、市の建設仮勘定は、資本的支出のダム建設負担金、建設利息等に加え、配水管仮設工事の除却や設計業務委託等の資産を本勘定に移しました結果、120,194,675円増加の 2,245,457,140円であります。無形固定資産合計は16,312千円で、有形・無形を合わせました固定資産合計は 6,455,937,799円であります。

なお、固定資産の詳細につきましては、34ページから35ページに固定資産明細書を記載いたしております。

9 ページをお願いいたします。

2. 流動資産であります。現金預金は 339,578,137円で、内訳は21ページに資金収支表を記載いたしております。

未収金の総額は16,351,667円ありますが、これの主なものとは水道料金工事補償金等であります。これに貯蔵品、その他流動資産を加えまして、流動資産合計は 356,965,953円あります。よって、貸借対照表の借方あります資産合計は 6,812,903,752円あります。

次に、貸方あります右側の方を説明いたします。

負債の部、4. 固定負債は前年度末残高が 4,504,842円でありましたが、平成14年度退職

者のうち3名が水道課在籍職員で、これに支払う退職給与金が不足いたしました。このため、退職給与引当金から3,220,697円を取り崩して補てんいたしました。この結果、退職給与引当金である固定負債合計は1,284,145円であります。

5. 流動負債であります。未払金は8,343,181円で、これの主なものとは3月分の動力費や未払消費税納付額等であります。

また、未払費用は1,181,021円で、主なものとは各種の委託料や職員の人件費で翌月の支払い分でございます。

流動負債の合計は22,887,010円で、固定負債と流動負債を合わせた負債合計は24,171,155円であります。

10ページをお願いいたします。

資本の部について御説明いたします。

6. 資本金のうち自己資本金は648,945,389円で、前年度より41,854,572円の増加ですが、これは水源開発負担金に対する一般会計からの出資金であります。

借入資本金は企業債であります。前年度末残高は4,199,466,956円でありましたが、14年度に借り入れた企業債が99,100千円、償還金が131,496,024円で、本年度末残高は4,167,070,932円であります。

7. 剰余金は先ほど御説明いたしましたので、省略させていただきます。よって、資本合計は6,788,732,597円で、負債、資本を合わせた負債資本合計は6,812,903,752円となっております。

続きまして、決算附属書類について御説明申し上げます。

11ページをお願いします。

平成14年度鹿島市水道事業報告書でございますが、ここにはまず1番として、事業概況を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

13ページをお願いいたします。

ここには議会の議決事項、行政官庁特許事項、職員に関する事項を記載いたしております。

15ページをお願いいたします。

工事でございますが、ここには配水管の新設工事及び改良工事の概要を記載いたしております。説明は省略させていただきます。

17ページをお願いいたします。

業務であります。配給水状況のうち、給水人口は2万8,857人で、前年度より38人減少し、給水戸数は9,012戸で、前年度より52戸増加いたしております。

年間配水量は324万3,506立方メートルで、前年度より2.4%、8万1,338立方メートル減少、有収水量は244万5,381立方メートルで、前年度より2.4%、6万4,370立方メートルの減少であります。

漏水対策につきましては、本年度も老朽管の布設がえを実施するとともに、深夜における漏水調査や水源池・配水池の電気計装装置の維持管理を行いました。この結果、有収率は81.6%となり、前年度より0.1ポイントですが、改善いたしたところでございます。

18ページをお願いいたします。

事業収入及び事業費に関する事項で、ここは消費税抜きで記載いたしております。

事業収入は557,190,871円で、前年度より13,703,538円の減少、うち給水収益は541,768,841円で、前年度より14,230,725円の減少となっております。

減少の要因といたしましては、大口需要者が深井戸へ切りかえたこと、それから長引く景気低迷による事業主の使用水量の減少、家庭等の節水機器の普及、それから、節水意識の定着化というのが考えられるところでございます。

給水量1立方メートル当たりの料金収入、いわゆる供給単価は204円80銭で、前年度より38銭増加いたしております。

一方、営業費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費、営業外費用の支払利息が減少したものの、総係費は人事異動等により人件費が増加し、また、資産減耗費は浜川高潮対策事業仮設費の除却により増加いたしております。事業費は517,879,814円で、前年度より10,821,425円減少いたしております。給水原価は195円で、前年度より44銭減少いたしております。この結果、供給単価から給水原価を差し引いた9円80銭が差益となっております。

19ページをお願いいたします。

ここには重要契約といたしまして、契約金額が10,000千円以上の工事、3,000千円以上の業務委託を記載いたしております。説明は省略いたします。

20ページをお願いいたします。

イ、企業債は貸借対照表で説明いたしましたが、99,100千円の借入金は78,000千円が配水管施設整備費として、9,800千円と11,300千円が水道水源開発施設整備費のダム建設負担金として借り入れたものであります。

その他、会計処理に関する事項は、議会の議決を経なければ流用できない経費の職員給与費、交際費について予算額、決算額を記載いたしております。

21ページをお願いいたします。

ロ、棚卸資産購入限度額に対する決算額は、購入限度額4,026千円に対し、決算額は2,296,539円であります。これは、新品メーター及び修繕メーターを購入したものであります。

ハ、資金収支表は、受入資金、支払資金の状況であります。これは現金の動きをあらわしたもので、差引額339,578,137円は流動資産の現金預金でございます。

22ページをお願いいたします。

二、平成14年度補てん財源説明であります。これは3ページで説明いたしましたが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 164,322,525円の補てん明細でございます。

23ページをお願いいたします。

不課税収入明細書であります。地方公共団体の企業会計において、補助金や出資金等の特定収入を得ている場合は、消費税及び地方消費税の申告時に仕入控除税額が調整されます。そのために、特定収入の用途についてここに記載されております。

24ページをお願いいたします。

24から28ページは平成14年度鹿島市水道事業会計収益費用明細書で、29ページから33ページは平成14年度鹿島市水道事業会計資本的収支明細書です。

これは1ページ及び2ページの鹿島市水道事業決算報告書の内訳でございます。

34ページをお願いいたします。

34から35ページは固定資産明細書で、有形、無形固定資産の詳細を記載いたしております。

36ページをお願いいたします。

36ページから40ページは企業債の明細書で、平成14年度末までの借入償還状況の明細であります。

41ページは平成14年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書であります。説明は省略させていただきます。

以上で平成14年度鹿島市水道事業会計決算の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

質疑に入ります。11番寺山富子君。

**○11番（寺山富子君）**

11番寺山でございます。この水道事業会計については、議会ごとにいろいろ質問、質疑させていただいておりますが、まず1点目の質問でございます。

第6次拡張事業にかかわる件について伺いをいたします。

こういうふうな公共事業につきましては、国の方から5年ごとに、この工事が本当に今後必要なかどうかということ、再評価のためのことを申し入れてくると思いますが、多分もうすぐこの再評価の時期に来ているんじゃないかと思いますが、その時期についてはいつになっているのでしょうか、伺いをいたします。

**○議長（小池幸照君）**

井手水道課長。

**○水道課長（井手譲二君）**

再評価の件でございますが、ダム建設に係る再評価につきましては、つい最近ございました。それから、国庫補助に係る水道水源開発についての再評価につきましても、つい最近調



査を県からあったところでございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

つい最近ということはい最近で、ことしということだと思いますが、ことしの4月、6月以降になっていると思いますが、前回のときも、私はこのことについて申し上げたと思います。こういうふうな事業の、今、鹿島では特にここをずっと申し上げておりましたんですが、この再評価について今なされたということですよ。それで、やはりどういう方が再評価委員として加わられて、そして、どういう結論が出されたのか。そして、どういう考えでその結論を出され、そして、市としてどういうふうな状況として進んでいくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

井手水道課長。

○水道課長（井手譲二君）

前回の水源開発に係る再評価につきましては、ちょっと手元に資料を持ちませんが、平成11年度にあったかと思います。そのときには評価委員さんを四、五名選定させてもらって、その意見をまとめて県の方に提出したところであります。

今回の再評価につきましては、今月再評価の提出をいたしたところでありますが、今回の再評価の依頼につきましては、B/Cと言いまして、効果がどれくらいあるかという積算だけの調査でございました。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

なかなか私にはわかりにくい御答弁だったと思いますが、今回はもう9月に実施されたということですね。そして、その結果として、その内容は再評価された中身としては第6次拡張事業をして、利水として使ってどういう効果があるのか、積算についてだけの再評価だったということなんですが、というふうに受けとめてよろしいのでしょうか。

そしたら、どういうふうな結論を出されたのかということも2回目でお聞きしたんですが、ちょっとその辺わかりませんので、どういう結論を再評価委員会としては出されて、今後市としてはそれを受けとめて、どういうふうに事業に反映をなされていくのかということが大変心配ですので、その辺を詳しくお伺いさせてください。

○議長（小池幸照君）

井手水道課長。

○水道課長（井手譲二君）

今回の再評価は先ほど言いましたようにB/Cと、これ私も専門的なものではっきりわからないんですが、多分費用対効果のことだろうと思っております。

うちの方も積算根拠はなかなか出すことができなかつたものですから、他市の事例に倣いまして、そのB/Cの通知を出したところです。この6拡の給水区域で仮に上水道以外での給水をした場合の費用はどれくらいかかるのか。それと、6拡事業をして、上水道として給水した場合の比較だったと思っております。（「議長、暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

暫時休憩をします。

午前11時36分 休憩

午後1時18分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開きます。

11番議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。井手水道課長。

○水道課長（井手譲二君）

再評価の件について、再度御説明いたします。

平成11年3月に、厚生省の方から公共事業の各分野において効果的、効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、再評価システムが導入されているところであります。

国庫補助を受けて実施する水道水源開発、これらの事業に対して再評価の実施要領をまとめたので、これに従って実施しろというような通知が参ったところであります。

これを受けまして、県から市の方に、その再評価の実施について通知があったわけで、これを受けまして、鹿島市では水道水源開発施設整備事業再評価委員会を設置いたしまして、委員さんは当時5名さんでしたが、この5名さんの会議によって提言がなされたわけです。この提言を県に報告するとともに、公告したところでございます。

今回は、8月に厚生省の方から再度再評価について通知があったところであります。県の方から平成10年度、平成5年度、昭和63年度に採択された事業について、再評価の結果を報告しろということでありました。第6次拡張事業につきましては、昭和63年度採択でありましたので該当するというので、この再評価の結果について報告いたしたところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

その件はわかっていますが、厚生省から厚生労働省に変わりましたが、鹿島市が再評価委

員会に付託されたものをどういうふうに戻したのか、その内容について私はお願いをしていたわけですね。どういうふうな評価を出されたのかということです。そのことは今御答弁の中に漏れていたんじゃないかと思いますが、これ回数に入れられたら困りますので、答弁漏れということで、内容についてどういうふうな再評価を鹿島市としてしたんだということを出されたのか、それをお聞きしたかったわけです。（「今回」と呼ぶ者あり）今回のです。

○議長（小池幸照君）

井手水道課長。

○水道課長（井手譲二君）

前回は再評価委員会を設置して、その提言を報告したところでありますが、今回は書類上の評価をいたして報告いたしたところであります。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

前回は5人の再評価委員さんに提言を取りまとめていただいたが、今回は書類上だけの提言をまとめて出したということで考えていいんですか。ちょっとはっきりわかりませんが、再評価委員というメンバーがいらっしゃるわけですね。（発言する者あり）いらっしゃらない。今回はそういうふうなことをしないで、書類上だけで送付したというふうにとらえていいのでしょうか。（発言する者あり）はい、わかりました。

そういうふうに、再評価委員会というのが5年ごとに、この公共事業については、本当にこの事業が必要なかどうか、投資対効果、そしてまた、そこに住んでいる地域の方々も含め、本当にそれが必要なかを再検証する意味の委員会ですので、今回はそういうふうなことが、委員は募らないで市独自で判断をし、送ったというふうにとらえるわけですね。そこには市長の考えがあったからじゃないかというふうに私は思います。

この水道事業については、私はここに何回となく立たせていただいておりますが、市長の答弁はずっと刻々と変わり、今は本当にどういうふうになるかということをも市民の皆さんは待っているわけですね。というのは、水道の水は、私たちの水源はダムではなくて地下水だということは——これは現実的に地下水なんです、今後も地下水だということだと思っています。というのがほぼ、もう100%に近いわけですね。ダムの問題が浮上してからも、やっぱり地下水で鹿島市はいくんだというふうに、もう信頼をしていらっしゃいます。ということで、市長はこの信頼をやはり裏切ったらいけないということを、私は重ねて申し上げたいわけですね。

今までは、水に対しては全国的に余り論議がなされてきませんでした。水というものは私たちの周りに本当に自然にあって、ただでいつでもすぐ手に入ると。ですが今は、水に対する認識、または知識というものが変わって、水の結晶まで言われるような時代になったわけですね。そういう中で、鹿島市の水は、佐賀県で唯一太良町と鹿島市が、この水道水の水

源として地下水を利用しているわけですね。そういうふうに、宝の海ならず宝の水を鹿島市は持っているわけですので、その水が、いろいろ6次拡張事業が取りざたされた63年とはもう大幅に変わって、人口の増とか、そして水の需要の面とか、工場の面とか、いろんなものを兼ね合わせても、3,000トンも余っている状況というふうに私は考えるわけですね。ということは、最大稼働率が14年度も80.7%ということで、100%になっていないということは、完全に鹿島市の水は足りているというふうに、余裕があるというふうに考えます。本年度はそういう事情でした。これからもそういうふうな動きであろうというふうに監査報告書にも書かれております。

そういう中において、今の事業が着々と進み、また6次拡張事業に対する国庫補助のお金を借りることが延々となされて、それについてはお金の利息を払わなくてはならないと。これは市長の考え等によりますと、これは延々に払っていくだろうという結果が予想されます。ですが、そういうお金と兼ね合わせながら、やはり水というものの重要性、水というものに対する市民の気持ちを十分に理解してもらって、今後この6次拡張事業について明らかにする時期が私は来るというふうに考えているわけですね。

その辺について、市長の御答弁がどこまでできるかわかりませんが、市長はいつも私の考えは変わっていないと、ぜひ信頼をしてほしいと、こういうふうにおっしゃっていただいております。私も信頼をしたいし、しているというふうに今申し上げます。そういう中で、その確認をここで私はさせていただきたいと思っております。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

私は一貫して議会で説明してきたことは変わっておらないと思っておりますし、また気持ちも変わっておりません。

この第6次拡張事業、ダムと密接な関係があるわけでありますが、この中木庭ダムに水道用水に130万トンの水源を確保する。これは鹿島市百年の大計からいって、これはもうぜひ必要なことであります。

現在は、確かにおっしゃいますように、少なくともここ10年ぐらいは足りております。しかし、これはどうなるかわかりません。また、簡易水道地域の人が、どういうふうな——簡易水道自体もどういうふうに変化をしていくかはわからんわけです。例えば、去年は中尾の簡易水道を、水源を掘り直したですね。あれは結局量が足りなくなった、濁っている、こういうことだから掘り直さなきゃいかんやったわけでしょうが。現実的に、今の上水道の水源あるいは簡易水道の水源が、このまま50年後も100年後も大丈夫かということはだれも保証できないんです。私は、まずこのダムの130万トンという水源は、百年の大計からいって絶対確保する必要があるというふうに思います。

そしてまた、先日も申し上げましたが、この第6次拡張事業は、事実上はここ数年は水源開発費だけの予算計上であります。この意味をわかっていただきたいと思います。拡張がそういうことで将来的に必要なになると、必要なときは必要なわけですが、拡張が必要なときは、先日申しましたように必要なエリアが出てきた、その量の分だけ施設も少しずつつくっていけばいいと、こういう手法が考えられますということを私は申し上げました。一貫して私は、この長期的な考え方に変わりはありません。

**○議長（小池幸照君）**

11番寺山富子君。

**○11番（寺山富子君）**

市長の考えは十分にわかりました。これからは合併が煮詰まってくると思います。その中で、太良町は地下水、鹿島市も地下水、こういうところで相通ずるといいますか、一致しているということが合併に向けた大きな促進の一つになっているということは、だれからも聞いております。

そういう中で、やはり太良の人も鹿島の人も、完全にこれからはおいしい水が飲めるねと、安心をしている向きもあるわけですね。そういう中で、片や一方、ダムは着々とでき上がっていると。で、どうなるんだろうかと、心配は常にあるわけです。そして、これがきちんとした形で市民に指し示すことができない現状にありますので、あえてこういう形でありましたが、私としては確認をさせていただかないと、これからいろんな方に市民に対する、私たち議員も同じだと思えます。だれでも同じだと思えますが、水というものが示す大きなものは、やはり軽んじて云々じゃなくて、鹿島を市長は「自然鹿島」と、そして鹿島の恵みは水だというふうにもとらえていらっしゃると思いますので、そのことを踏まえていただいて——それは十分に踏まえていらっしゃることはわかりますが、今後ともその方法で、その考えで行ってくださることを、私はここで確認したと思って質問を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

ほかに質疑ございませんか。20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

ただいまの寺山議員の質問に関連して1点だけお聞かせください。

といいますのは、再評価の調査が来たということでおっしゃいましたが、再評価の調査が来るということは、それによって工事の変更は自由にできると、よしあしは別としてですよ。そのことによってそういうことが可能なかどうか。じゃなかったら、再評価をする必要はないと思いますがね。最近は大規模公共事業、いろんな問題で再評価をすることによって事業をストップしたり、さらに広げたりということもありますが、この場合はどうなんですか。そこのところちょっと私よくわかりませんので、再評価をするということは、こちらの意向でどうにでも変えることができると理解しているのかどうか、その辺ちょっと教えてく

ださい。

○議長（小池幸照君）

井手水道課長。

○水道課長（井手讓二君）

再評価の件でございますが、今回の厚生省からの調査というのは水源開発費ですので負担金です。だから国庫補助金がどうなるかというものでありますので、工事とは若干意味合いが違うものと思っております。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

暫時休憩します。

午後 1 時 33 分 休憩

午後 1 時 35 分 再開

○議長（小池幸照君）

会議を続けます。

20 番議員の質疑に対する答弁を求めます。井手水道課長。

○水道課長（井手讓二君）

今回の再評価につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、この事業がどれくらいの効果があるのかということで、便益性がどれくらいあるのかという調査でございました。だから、前回の調査とは全然趣がまた違うというような状況でございます。

○議長（小池幸照君）

20 番松尾征子君。

○20 番（松尾征子君）

それじゃあ、さっきの答弁とは違いますよね。この事業が効果があるのかどうかの調査だということは、例えば、効果がないとこちらが評価をすれば、じゃあ上部はどうとるんでしょうかね。

例えば、はっきり申し上げて、冒頭の計画とすれば、人口にしたって水の使用量にしたって、市長は何かあったときに困るという、そういうお考えもされていますが、現実的に水の使用にしたって思われたよりもそんなに伸びていないというような状況ですが、その評価をしていくわけですから、効果がないということが出るのを国は強行に、いや、それは計画だからせんといかんということになるのかどうかですね。

それと、先ほどそういうことですから前の評価とは違いますということでしたね。ところが、前の評価をするときは 5 名の評価委員をつかってやったということでした。今回はやっていないと。しかし、効果があるかないかの調査をするのに、ただ単に担当課長、1 人じゃないでしょうけど、それだけの評価でよいのかどうか。私は、効果があるのかどうかの調査というのは、これは大きな、今ここまで何年も問題になってきておりますから、特にその

くらいの程度で出されたんじゃない、ちょっとたまったもんじゃないわけで、よしあしは別としてもですよ。ですから、その辺についてちょっとお答えください。

**○議長（小池幸照君）**

井手水道課長。

**○水道課長（井手譲二君）**

平成11年度の再評価の結果につきましては、この事業は平成18年度完成予定の中木庭ダムから水道水として取水する事業であり、63年から着工をしている事業であると。平成12年度以降についても継続して将来に向け、安定的な給水の確保を図っていただきたいという提言でございました。

今回の再評価につきましては、県の方から様式が定められたものでございます。その中で、便益性は幾らかということでもございましたので、この6拡事業を平成14年度の有収水量、水道料金に換算しながら費用、便益費を出したところでございます。

**○議長（小池幸照君）**

20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

ごたごた要らんわけですよ。市長にお尋ねしますね。

先ほど課長の答弁で、効果があるのかどうかを調査されたとおっしゃったわけですね。だから、それに対してじゃあ、そういう調査をするのなら、今いろんなことは抜きにして、もしこの事業は進めなくていいんだと、必要ないんだということの評価をこっちがした場合には、その変更がそういう調査をするわけだからできるんですかというを私は聞いているんですよ。いろんな説明は要らないんですよ、そののところが聞いているんです。効果があるかどうか調査されればそれに対してどうするかだから、そののところがやっぱり考えるでしょう。何もそういう可能性のなかとば、効果があるのかないのかの調査をする必要ないわけでしょう。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

先ほど言いましたように、前回の再評価は、この事業が本当に必要かどうかと、一言で言えば、このまま継続するのかどうかと、こういう再評価だったんですけど、今回は先ほど言いましたように、ある一定の計算式がございます。これに当てはめて計算をして出せと、こういうことなんです。その数値によって、便益性があるかどうかということを判定するという、そういう評価の県よりの指示でありますので、基本的に前回と今回は再評価ということはおたっておりませんが、意味合いが違うというふうに思っておりますし、また、直接の御質問の、じゃあ効果がないということになればどうなるかと。これはちょっと国と県に

私も確認しないと、この場でわかりません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今までの説明では、11年であろうと今回であろうと、特に便益性があるかないかというなら、ないということになったら、そがん莫大な金使ってやる必要ないわけですから、しなくてもいいと私たちは理解しますよね。だから今ここを言ったって平行線ですので、11年と今回の調査事項、その報告されたのを資料としてそのまま出していただけますか、いいですか、それだけお答えください。

○議長（小池幸照君）

井手水道課長。

○水道課長（井手譲二君）

平成11年度と今回の提出書類についてを報告して提出いたします。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

先ほどの全協の市長の考え方、問題を含めて、深くは申し上げません、アウトラインについて、今後の問題として確認をさせていただきます。

ダムと絡んでいろいろ配慮をされているということは、私も市長の今の心持ちは理解をいたします。それはそれでといたしますが。その用水に余裕があればあるほどいいんだという論理では、少しやっぱり無茶があると思うんですね。必要な余裕を持たせた計画であるべきだと。でないと過大な負担を財政にも与えるし、市民負担にもつながるということは当然であります。

私が一般質問でも取り上げましたように、私の今の感覚的には、6次拡張計画は恐らく7掛け以下の計画にダウンさせて十分間に合う計画になるものというふうに私は感じておるわけですが、それは精査をしなければ何とも言えない数値ですから申し上げますけど、確認ですけど、ただいまの説明、あるいは全協での説明にありましたように、6次拡張計画の規模の見直しについてはダム後に譲りたいという見解をお持ちかどうか。

今ちょっと市長はしかめられましたけど——いや、休憩をとられればとられていいですよ。確認したいんです。それまでの間については、ダムの負担金以外については第6次拡張事業計画に対する事業予算は計上をしないというようなことで確認していいんですか。そういうふうに私はとらえておりますけど。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。



○市長（桑原允彦君）

この規模の縮小については、これは法手続上、そういう手続はございません。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

法的な手続はなければなくていいと思うんですね。現計画でいかれるか、あるいは今の実態に見合った計画に手直しをされるのかという問題なんです。要するに、過大な計画で進められるのか、現実的な計画で進めることで18年度以降検討をされるのか、その基本的な考え方です。国への手続の問題は必要なければなくていいんです。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

計画の変更はいたしません。それは法手続上、そういう計画変更手続というのはないわけですから。ただ、実際に建設をする場合には何回も申しておりますように、必要な分だけの施設をずっと増加していく、ふやしていくと、こういう手法を、ならどうでしょうかと、私はそういうふうな手法もあると思いますよということを説明したと思います。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

あくまでもすべての事業は一つの基本計画に基づいて進むわけでありまして、例えば、現在大木庭に浄水場予定地を確保されておりますけど、これは1万9,100トン、これを前提とした浄水場の敷地を確保されておるわけですね。あるいは、具体的な事業はほかに展開されていないと思いますけど、あの大木庭橋をかけかける際に、大木庭橋に設置をされている配水管の径というのは、その前提でその径のものをはめてあるわけですよ。

そうしたことで、必要な分だけ進めるというのは現実的にはできないと思うんですね。そういった意味では、基本的な計画についてはしかるべき計画の見直しの上で浄水場、あるいは配水場、あるいは布設される幹線・枝線に至るまで変わってくると思うんですよ。必要な分だけ足らんやったけんがあと1本ふやすと、そういう議論にはならないと思うんですね。大きければいいんだということにもならないと思うんですよ。そういう意味では基本計画の見直しというのは、当然大幅なずれがあるならば見直していくべきではないかと、私はそういうふうに思うんですよ。

今言われるように、基本的な計画はエリアの問題、どこまで市水道として配水をするのか。市民1人当たりの使用水量が幾らなのか。そうした原単位によって基本的なものは変わってくるんですよ。必要な分だけやっていくという、そういうやり方では現実的にはできないん

じゃないですか、そこを私は指摘しておるんです。そういった意味で、私の質問の趣旨は理解をされているというふうに思います。どうですか、基本計画、見直さないで必要な分だけやっていくという理論が成り立つか。例えば浄水場の問題、今例に挙げますが、あら、実はぎゃん要らんやったと、そういうことになるでしょう、過剰投資になるでしょう。そういうことを言っておるんですよ。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

浜干拓地の公共下水道の処理場、これも一つずつ、少しずつ継ぎ足していつているんですね、そういうふうなやり方というものは考えられると思います。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

特権的に回数を超えてするわけにもいきませんが、あのレーンを一つずつ必要に応じてふやしていくとなら、基本計画に照らして実施をされてきた、大字高津原と北鹿島の一部の供用開始にあわせて、当初、例えば、5レーン予定しておったと。そのうちの1レーンでは間に合わんから2レーンにしていくと、そういう議論はわかるんですよ。ただし、敷地そのものが見直しによって、これだけの広い敷地は要らなかったと。あるいは、末端幹線にしても、1メートル、1,000ミリの径が必要としておった計画は、実際は計画を見直したら800ミリの径でよかったというのをもう既に1,000ミリを植えておる。そういう過大性が残ると言っておるんですよ。だから一つずつやっていきますというのはわかります。それは基本計画に基づいて、進捗にあわせて1レーンずつふやしていくという議論ですから、私はそういうことは言っていないんですね。そこを御理解いただきたい。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

どうも御質問が、鹿島市はそれで見直すと、決定したということをお前提の御質問であります。鹿島市はまだ見直すとかなんとか正式に決定はいたしておりませんので、現計画どおりということをおし上げておきます。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はこの程度にとどめ、お諮りいたします。ただいま審議中の議案第45号は、委員会条例第6条の規定により、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第45号は9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

しばらくお待ちください。

〔委員名簿配付〕

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり9名を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり9名を選任することに決しました。

---

#### 決算審査特別委員会委員名簿

(水道事業会計)

橋 爪 敏 ・ 中 村 雄一郎  
北 原 慎 也 ・ 井 手 常 道  
青 木 幸 平 ・ 中 村 清  
谷 口 良 隆 ・ 中 島 邦 保  
吉 田 正 明

---

お諮りいたします。議案第46号から議案第49号までの4議案は、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第46号から議案第49号までの4議案は委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第5 議案第46号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5、議案第46号 鹿島市心身障害児通園施設設置条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。峰松福祉事務所長。

**○福祉事務所長（峰松光夫君）**

議案第46号 鹿島市心身障害児通園施設設置条例について御説明申し上げます。

議案書は4ページ、5ページでございます。

本条例案は、心身に障害のある児童が日常生活等に適応するための訓練や指導をするための施設（心身障害児通園施設）を設置するため制定するものであります。

まず、第1条は設置であります。

在宅の心身に障害のある児童が、日常生活等に適応するための訓練や指導を受けることにより、児童の福祉向上を図るため、鹿島市心身障害児通園施設を設置するというものであります。

第2条は、施設の名称及び施設の位置です。

その名称を鹿島市心身障害児通園施設すこやか教室とし、これを老人福祉センター2階に置くというものでございます。

第3条は事業内容ですが、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練。

第4条は、この施設の利用の規定です。

就学前の心身に障害がある児童とその保護者、及び市長が特に必要と認める者であります。

第5条は、利用者の負担金の規定であります。

利用者は、児童福祉法第21条の10第2項第2号の規定に基づき利用者負担金を納入しなければならないという規定であります。

第6条は、規則への委任規定であります。

なお、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

質疑に入ります。20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

2点ほどになると思いますがお尋ねします。

ただいま御説明をいただきましたが、第5条に利用者負担金の納入の問題がありますが、大体どれくらいの負担金を納入するということになるのでしょうか。

**○議長（小池幸照君）**

峰松福祉事務所長。

**○福祉事務所長（峰松光夫君）**

利用者負担金の額でございますが、これは所得の状況によって変わってきます。

まず、生活保護世帯の子供に対する利用料はゼロです。それから、市町村民税非課税の世帯もゼロです。それから、市町村民税の均等割を納めている方、ここについては1日当たり100円です。上限といたしまして月1,100円になります。それから、市町村民税の所得割の課税の世帯は1日当たり100円、それから、月の上限額1,600円。その後は所得税を幾ら納めているかという、そういうことで決まっていますが、例えば、所得税を30千円から1円まで、こういう場合は1日当たり300円、それから、月額の上限が2,200円と、こういうふうになります。

それから、ポイントポイントで見えますと、例えば、所得税を500千円納めておられる方、そこについては1日当たり千円、月額最高で10,300円と、例としてはこのようになります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

これを聞きましたのも、実は一般質問の折だったと思いますが、37名ぐらいの利用者が30名に減ったというような御説明があったと思いますし、これは財政的な問題だということで私は受けとめました、私の理解が間違ったらお許してください。

ともかくにも、利用者が皆さん今までと同じように利用されて37名ということですね。今料金聞きましたけれども、障害を持つ人たちを支えている家族というのは、もう皆さんたちが、私が言うまでもなく十分御承知だと思いますし、今回は橋川議員もそういうことで御質問をされておりますが、ただ単に、障害を持った人をそこに預けておけばいいというんじゃないで、やっぱりそこに一緒についておかなきゃいけないということで、仕事をしようにもできないという人がたくさんいらっしゃるわけですね。そういう中で、いろんな規定はあると思いますが、せめて300人も3,000人もというんじゃないんですね。せめてこういうところぐらいは市が温かい手を差し伸べるという意味で、利用負担金の納入というのは免除をすとうたわれてはおりますけれども、その辺については免除をして、皆さんたちが安心して毎日でも利用できるような体制をとってやるということが本当に福祉行政として温かい仕事のやり方じゃないかと思いますが、その点についてはいかががお考えでしょうか。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。

議員申されることについてはよくわかるところでございますが、この支援費制度ということに15年度からなったわけでありまして。

これはもう御存じと思いますが、児童のデイサービス施設として、事業所指定を受けてやるわけです。それで、その事業所としては、その国の基準で決められた利用料を取るという大原則がありますので、そのようにさせていただくようなことで今御提案を申し上げているところです。

それともう一つ、これまで無料であったのはもう御存じのとおりだと思います、14年度までは。ただ、今度こういう児童デイサービスということになって有料化されたということになります。現在の知的障害の施設の入所者とのバランスも考えなくてはならないということになります。そういう関係もあって、今のような決め方というふうになったわけでございますので、これについては何とかこれをお願いしなくてはならないということになりました。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かに、国の基準その他はあると思いますよ。しかし、やっぱりそこその自主性を発揮したっていいんじゃないですか。ほかにいろんな福祉制度があります。例えば、いつも申し上げておりますように、乳幼児医療の無料制度とか老人医療費の無料制度とかいろんな制度がありますが、国の制度があるにもかかわらず、その自治体の自主性によって、それを本当に住民の人たちが安心できるような制度にして運営をされている自治体等はいっぱいあるわけですよ。特に、よくおっしゃるのが先ほど比べられましたね、知的の方たちの入所のこともあり、そのバランスもあると。いろんな問題を出したときに、こういうバランスがありますからと言いながら、じゃあ、そういうのを一つ一つやっていくかというのは何一つ手ついていないじゃないですか、この福祉問題だけじゃなくてね。これもありますがこれもありますと言いながら、そのことを逃げ道にして、実際のところ何もやっていないというのが今の状態ですよ。せめてこれくらいは何とかできないんですか。

じゃあ、無料だったころどれくらい市のお金をつぎ込んでいたのかわかりますか、こういう制度になる前にですね。ちょっとお知らせください。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

今手元に資料を持ち合わせておりませんので、すぐ取り寄せいたします。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

いいですよ、課長、今やなくていいですけどね。はい、それは後でお聞きしましょう。

市長、私は今課長の方から御答弁いただきましたが、今まで私が申し上げましたことについて市長の御見解をお聞かせいただきたいと思います。本当に障害者を抱えた御家族の方というのは、本当にみずからが心身ともにぎりぎりのところまで来ていらっしゃる、そういう状況ですよ。そういう皆さんにいろんな人たちが、特に今は、ただその心身障害だけでなく、いろんな形での生活の問題もありますが、何とか手をつけられるところからでもやっぱり一つ一つやっていって、桑原市長の温かい心意気を見せていただきいたと思いますが、その点についていかがですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど課長が説明しましたように、生活保護世帯、あるいは市税の非課税の世帯、こういうところはとらないと、後は所得に応じてということですので、応分の負担ということをお願いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

そうおっしゃっておりますが、ぜひ——額としてそんな額でいいわけじゃありませんが、大きいものじゃないんですよ。家族の人たちの苦勞にとってみれば、本当にこれくらいせめて何とか取り組むというのが地方自治体の仕事じゃないんですか。このようにしていったら、国はますますいろんな制度をだめにしてしまっていますから、本当に市民は何を頼りに生活していくかわからなくなるんですよ。そのときこそやっぱり地方の自治体が自主性を出して、やっぱり積極的に取り組むという姿勢を持たないとたまったものじゃないです。そのことを言って終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第46号 鹿島市心身障害児通園施設設置条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。

よって、議案第46号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第47号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6．議案第47号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

議案第47号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本条例につきましては、職員の退職手当に関することを規定した条例でございます。

今回、雇用保険法という法律が一部改正されましたので、本条例も整備をいたすものでございます。

議案書は6ページから9ページ、説明資料は1から4ページでございます。

まず、この改正の概要をできるだけわかりやすくと思ひまして、説明をさせていただきたいと思ひます。

我々公務員の場合、退職しますと退職金が支給されます。退職しても雇用保険法による失業給付、いわゆる失業保険というやつ、これはありません。したがって、保険料も払っておりません。そのかわり、先ほど申し上げました退職手当が支給されますので、退職すれば退職手当が出ると。

しかしながら、都合によって中途退職というケースもあります。そこで失業するというケースも考えられますので、そういった場合は支給される退職手当、これが一つあります。もう一つは雇用保険法による失業給付、これを比べて、退職手当が失業給付より低かったら、この間の差額を退職手当に上乗せして支払いをなささいという規定がこの条例の第9条でございます。

今回、雇用保険法がもろもろ改正をされましたので、それに沿って本条例の関係文を改正するというところでございます。それぞれの条文、いっぱいありますけれども、改正内容につきましては国の準則に沿ってすべて条例改正を行っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひをいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）



今回の条例改正は、雇用保険法の一部改正に伴う改正だと思っておりますし、この23条第2項の削除といいますかね、そういう条項の移動といいますか、それによって提案されたものだと思いますがね。

それで、私も総務委員会ですので、総務委員協議会ありましたが、正直申しまして、その場で資料が出されて論議をするということで、私も十分わかっておりませんでしたのでいろいろ申し上げておりましたが、私もいろいろと調べてみましたが、確かに、常用されている職員の人たちはそれでいいと思いますが、例えば、基本手当の問題とか、所定給付の問題とか、いろんな問題がありますね。こういうのを見ておきますと、今の失業者が多い、雇用がないというふうな中で、本当にそういう人たちの身分保障ができるかというような、生活保障ができるかというような、本当に後退したのようになっていっていると私は思いながら見ました。

一つお尋ねしますが、常用された市の職員の人は何とかと思いますが、市にも賃金職員とか嘱託職員の方がいらっしゃいますが、この人たちの中で影響すると思われる人が鹿島市に何人ぐらいいらっしゃるのか、どのような影響が考えられるのか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

今回の条例改正は、現在の職員に対する関係する部分の改正でございます。しかし、雇用保険法が変わっておるということは、おっしゃるような臨時職員さんたち、嘱託職員さんたち、この方に当然かかってきます。ですから、現在80名ぐらいいらっしゃいますでしょうか、この方たちは今回の雇用保険法改正によって退職されれば、影響が出てくるのは必至でございます。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま提案されました案件につきましては、私は反対をしたいと思います。

これは雇用保険法の一部改正に伴う改正で、この23条第2項の削除に伴う条項移動ということで提案されていると思います。

内容は改定されている以前の「再就職手当」及び「常用就職支給金」、これを新しい保険法では、統合して新しく「就業促進手当」を創設するというものだと思いますが、この「就

業促進手当」という内容が、今の厳しい雇用情勢のもとで内容を充実させる新しい制度になるかということです。

例えば、基本手当、失業手当の日額を、受給者の年齢及び賃金日額の区分に応じて調べてみますと、例えば、60歳未満の人についていえば、ことしの4月30日までは、賃金日額「4,250円以上10,280円以下」だったのが、「4,210円以上12,220円以下」に変更をされ、これまでの「110分の80から100分の60」であったものを、「100分の80から100の50」へ引き下げられています。所定給付日数も、自己都合の理由で離職した場合は非常に厳しく、被保険者であった期間が「10年以上20年未満」、「150日」が「120日」に短縮され、20年以上の人は「180日」が「150日」と短縮をされております。

次に、新しい就業促進手当ですが、従来の再就職手当では、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上であり、かつ45日以上を残して安定した職業についた場合であって、職業安定所長が必要と認められたときは、支給残が3分の1に相当する日数分に基本日数を乗じた額が支給されるということになっておりますが、これが基本手当の支給残日数が所定の給付日数の3分の1以上、かつ45日以上である受給資格者が再就職手当の対象にならない。常用雇用者以外の形態で就業した場合に支給され、支給額は基本手当額の30%に相当する額の就業日ごとに支給する。1日当たりの支給額の上限は1,833円というもののようです。

一部を申しましたが、これでは明らかに従来の雇用保険法の再就職手当から後退をし、悪くなっていると言わなければなりません。先ほど鹿島市の賃金、また嘱託職員が大体80名程度とおっしゃいましたが、これだけの人たちに大きな影響が出てくることもわかります。

国が定めたものであろうが、悪くなった法律をそのまま鹿島市に適用するという点について、私は反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第47号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。

よって、議案第47号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第48号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7. 議案第48号 鹿島市工場等の振興措置に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門商工観光課長。

**○商工観光課長（北御門敏則君）**

議案第48号 鹿島市工場等の振興措置に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の提案理由といたしまして、低開発地域工業開発促進法による低開発地域工業開発地区の指定をことし10月20日をもって除外されることに伴い、条例を整備したいので、この案を提案するものです。

それでは、議案説明資料5ページをお開きください。

これは鹿島市工場等の振興措置に関する条例の新旧対照表でございますが、先ほど申しましたとおり、鹿島市が低開発地域工業開発促進法の指定地区を除外されることから、第4条の「低開発地域工業開発促進法施行令（昭和37年政令第36号）第3条第3号又は」を削除し、第5条第3号中の「指定地域」を「前条で定める地域」に改め、第5条第4号を新たに加えるものであります。

この中で、第5条第3号の「前条で定める地域」とは、第4条の農村地域工業等導入促進法で指定する地域でありまして、鹿島市では大村方工場団地と浜工場団地の一部であります。

また、今回新たに加えた第5条第4号の「指定地域」とは、谷田工場団地及び都市計画用途地域の工業専用地域、工業地域及び準工業地域であります。

今回の条例改正の主な目的は、低開発地域工業開発促進法の指定から除外されることに伴う奨励金制度を市内の指定地域において同じくするための改正であります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

質疑に入ります。20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

ただいまの説明ですが、一つお尋ねをしたいというのは、新たに指定地域を定めるということをおっしゃったと思いますが、違いますかね、私の聞き違い、じゃないんですか。

**○議長（小池幸照君）**

質問してください。

**○20番（松尾征子君）**

じゃ、今のままで。

じゃ、もう一つお尋ねします。

その低開発地域というのが除外をされるとどうなるんですか。それ私全くわかりませんので教えてください。それと、さっきのをちょっともう一遍説明してください。

**○議長（小池幸照君）**

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

今までも指定地域というのはありましたけれども指定をしておりました。ですけれども、この低工法（発言する者あり）はい、低工法と申し上げますけれども、これまで鹿島市内全部を指定地域としてしてあったわけですが、それが今回除外されるということで、同じ農工法の適用は、先ほど申しましたように大村方と浜工場団地の一部だということで、それは今の指定地域から今後も残っていくわけですが、そうしますと、低工法が外れますので、同じ工場団地でも谷田の工場団地に工場を新たにつくられても、この奨励金制度が、もらえる奨励金の金額が不平等が生じるということで、今回そういう不平等をなくすために、農工法に準じて谷田工場団地もほかの工業地域も適用をしていきたいというふうな趣旨であります。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第48号 鹿島市工場等の振興措置に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第48号は提案のとおり可決されました。

ここで10分ほど休憩をいたします。

午後 2 時26分 休憩

午後 2 時38分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第 8 議案第49号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第 8. 議案第49号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第 3 号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

議案第49号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について、御説明を申し上げます。

別冊の平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）で御説明をいたします。

今回の補正は、国県補助事業、県営事業負担金、単独事業などの概算事業費の決定に伴うものを中心に、7月の梅雨前線豪雨による災害復旧費も含めて編成をいたしております。

補正予算書、1ページをごらんください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ267,151千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,823,660千円といたしております。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその金額は、2ページから6ページまでの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

第2条、地方債の追加変更は、7ページの第2表 地方債補正のとおりでございます。

2ページから6ページまでの説明は省略いたします。

7ページをごらんください。

第2表 地方債補正につきましては、追加分としまして3事業14,600千円を計上いたしておりますが、これらは県営事業の概算事業費の決定及び7月の梅雨前線豪雨による災害復旧事業費の計上に伴う追加となっております。

また、変更分としましては、3事業で増減調整を行い、4,200千円増額いたしております。臨時地方道整備事業及び臨時河川等整備事業は、起債発行可能額の増減により、それぞれ減額、あるいは増額いたしております。都市公園整備事業は、当初予算では蟻尾山公園サブグラウンドの照明設置工事をスポーツ振興くじ助成金で行うこととしておりましたが、助成金事業に採択されなかったため、起債事業に切りかえて実施するため、増額いたしております。

それでは、補正の内容につきまして、補正予算説明書に基づき御説明を申し上げます。

8ページ、9ページの説明は省略いたします。

10ページをごらんください。

歳入でございますが、9款 分担金及び負担金、1項 分担金、1目 農林水産業費分担金は、県営事業で実施する浜干拓地区の経営体育成基盤整備事業にかかわる分担金を増額いたしております。

2目 土木費分担金につきましても、新方地区の急傾斜地崩壊防止事業として、県営事業負担金に伴う分担金を増額いたしております。

3目 災害復旧費分担金は、7月の梅雨前線豪雨により発生した災害復旧事業の受益者負担金を増額いたしております。

11ページをごらんください。

同じく9款2項、負担金、1目、民生費負担金は、心身障害児通園事業経費の確定見込みにより他町からの広域入所負担金及び利用者負担金を増額いたしております。

12ページをごらんください。

11款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金のうち1節、社会福祉費国庫負担金は、知的障害者施設支援経費の確定見込みによる増額でございます。

5節、児童扶養手当国庫負担金につきましても、事業費の確定見込みに伴う増額でございます。

3目、災害復旧費国庫負担金につきましては、土木施設の災害復旧費の概算事業費の決定に伴う増額をいたしております。

13ページをごらんください。

同じく11款2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、ことし4月から支援費制度がスタートし、新たに管理台帳を整備する必要が生じたため、制度施行準備補助金を追加いたしております。

4目、土木費国庫補助金は、蟻尾山公園整備事業の補助事業費の決定による増額でございます。

14ページをごらんください。

12款、県支出金、2項、県補助金、2目、民生費県補助金、1節、社会福祉費県補助金につきましては、心身障害児通園事業経費の確定見込みによる減額で、2節、高齢者福祉費県補助金は、基幹型在宅介護支援センターの実績見込みによる減額と、生きがい活動支援通所事業では人件費相当分が一般財源化されたことにより減額いたしております。

3節、児童福祉費県補助金では、地域子育て支援センター事業で、県補助金の概算決定に伴う減額をいたしております。

3目、衛生費県補助金は、環境保全・創造住民活動支援事業が平成14年度で事業終了となったことに伴い、減額をいたしております。

4目、農林水産業費県補助金、1節、農業委員会費県補助金では、事業経費の一部が一般財源化されたことにより減額をいたし、2節、農業費県補助金につきましては、事業費の概算決定により国営造成施設管理体制整備促進事業補助金及び農地流動化地域総合推進事業補助金を減額し、米政策改革大綱の実施に向けて地域協議会でその周知徹底を図るため、新さが水田農業経営確立対策推進事業補助金を追加いたしております。

3節、林業費県補助金では、林業技術・経営講習会などを実施する林業後継者地域学習活動補助金を追加いたしております。

5目、商工費県補助金は、新規に商店街活性化対策として、講演会の開催、空き店舗を利用したイベントを計画しておりますが、その補助金を追加いたしております。

7目. 教育費県補助金は、家庭教育講座事業として、思春期の子供を持つ親のための教育講座開設に伴う補助金の追加と、新規に子育て支援交流事業として、親子で見る人形劇などの事業を実施するための補助金を追加いたしております。

8目. 災害復旧費県補助金は、7月の大雨災害に対する補助金を追加いたしております。15ページをごらんください。

同じく12款3項. 委託金、1目. 総務費委託金、1節. 総務管理費委託金、3節. 選挙費委託金は、説明欄のそれぞれの委託金の確定により増額、あるいは減額をいたしております。

2目. 農林水産業費委託金につきましては、今年度、有明海岸水門1カ所の改修が実施され、その期間の地元管理委託料の減額に伴う減額でございます。

16ページをごらんください。

14款1項. 寄附金、3目. 教育費寄附金は、七浦小学校に茨城県の光武福見さんから指定寄附を受け、図書購入をいたすものでございます。

17ページをごらんください。

15款. 繰入金、1項1目. 基金繰入金でございますが、当初予算段階では年間収支見通しの中で財源不足額を280,000千円と見込み、財政調整基金180,000千円、減債基金と公共施設建設基金からそれぞれ50,000千円取り崩すことといたしておりましたが、先般確定いたしました繰越金で当初見込みより約40,000千円程度増額となったことから、今回、公共施設建設基金を40,000千円減額いたしております。また、市内の身体障害者の方々が県大会で優勝され、身体障害者スポーツ大会の九州大会に出場されることとなったため、地域福祉基金からその出場助成を行うため50千円を取り崩しております。

18ページをごらんください。

16款1項1目. 繰越金につきましては、14年度決算の結果、歳入歳出差し引き額265,465千円で、これから繰越明許費にかかわる一般財源25,007千円を差し引き、純繰越金として、費目存置分1千円と合わせて240,458千円を計上いたしております。

19ページをごらんください。

17款. 諸収入、4項. 受託事業収入、1目. 総務費受託事業収入、2目. 農林水産費受託事業収入は、説明欄のそれぞれの収入の確定、あるいは確定見込みにより増額、または減額いたしております。

20ページをごらんください。

同じく17款5項6目. 雑入では、住民基本台帳ネットワーク2次稼動に伴い、公的個人認証サービス用機器を購入するための助成金が地方自治情報センターから交付されることに伴い、公的個人認証サービス実証支援事業助成金を追加いたしております。圃場整備事業補助金返還金につきましては、北鹿島地区の農地転用に伴い返還金を追加いたしております。また、ダイナミックキャンペーン事業交付金につきましては、10月に開催されます堺まつりへ

の面浮立の参加助成金を追加いたしております。また、スポーツ振興くじ助成金につきましては、今年度事業採択がされなかったため減額いたしております。

21ページをごらんください。

18款1項. 市債につきましては、7ページ、第2表 地方債補正で御説明をいたしました県営事業負担金、災害復旧事業などの追加に伴う農林水産業債、土木債、災害復旧債の計上でございます。現計予算額 1,084,600千円に18,800千円を追加し、補正後の額を 1,103,400千円といたしております。

以上で歳入の説明を終わり、歳出を御説明申し上げます。

22ページをごらんください。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費につきましては、ガタリンピック開催時のSARSに対する市民向け広報に要した経費を今回計上し、マイクロバスの購入価格が決定したことに伴い備品購入費を減額いたしております。

4目. 財産管理費では、地方財政法第7条で、平成13年度決算剰余金 208,221千円の2分の1以上の105,000千円につきまして、翌々年度までに積み立てるか、地方債の繰り上げ償還を実施することとなっておりますが、14年度までに30,000千円の積み立てしかできておりませんで、今回、残りの75,000千円につきまして財政調整基金への積み立てを行うものでございます。

7目. 企画費では、鹿島市、太良町の合併については、合併協議会で精力的な話し合いが進められているところでありますが、合併協議の大きな柱であります新市建設計画策定のための住民アンケートを区長会を通じて実施する経費を追加いたしております。

8目. 市民会館費は、消防法の改正に伴い、屋内消火栓用ホースの取りかえが必要となったため、その経費を追加いたしております。

23ページをごらんください。

同じく2款3項1目. 戸籍住民基本台帳費は、8月25日から住民基本台帳ネットワークシステムの2次サービスが始まっておりますが、本年度中に予定されております各種行政手続のオンライン申請の実施に必要な公的個人認証サービスに要する機器の整備経費を計上いたしております。

24ページをごらんください。

同じく2款4項. 選挙費、3目. 佐賀県知事及び県議会議員選挙費、4目. 鹿島市議会議員選挙費、次のページになりますが、5目. 鹿島市浜東部土地改良区総代選挙費につきましては、いずれも事業確定による精算で、補正額総額で23,506千円を減額いたしております。

26ページをごらんください。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費では、説明欄に記載いたしておりますように、身体障害者の九州大会出場助成金や各種負担金を計上いたしております。



2目．身体障害者福祉費では、支援費制度の発足に伴い必要となった事務経費を計上し、3目．知的障害者福祉費では、扶助費の今後見込みにより知的障害者施設支援費を増額いたしております。

27ページをごらんください。

同じく3款2項．高齢者福祉費、1目．高齢者福祉総務費につきましては、社会福祉協議会をお願いしております基幹型介護支援センターの委託料につきましては、実績見込みによる減額を行っております。それとあわせまして、歳入で申し上げました生きがい活動支援通事業の人件費相当分の一般財源化により、県支出金を減額するなどいたしております。

28ページをごらんください。

同じく3款3項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費につきましては、7月に制定されました次世代育成支援対策推進法で16年度中に全市町村に行動計画を策定するよう義務づけられております。それに伴い、住民のニーズ調査が必要となっております、その経費を追加するなどいたしております。

4目．母子福祉費では、児童扶養手当の今後見込みにより増額をいたしております。

29ページをごらんください。

4款．衛生費、1項．保健衛生費、2目．予防費、11節．需用費では、ことしの春先に話題となりましたSARSの対策経費として、防疫コート、マスク、消毒液などの消耗品を追加いたしております。また、13節．委託料では、65歳以上のインフルエンザ予防接種人員の拡大を図るため、これを増額いたしております。

7目．環境保全費では、歳入で御説明いたしましたように、県補助金の環境保全・創造住民活動支援事業が14年度で事業終了となったことに伴い、歳出についても必要最小限の事業費に減額をいたしております。

30ページをごらんください。

6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費では、農地保有合理化等調整事業、農業者年金受託事業などの事業費確定見込みによる増額及び、これも歳入で申し上げました農業委員会交付金の一部一般財源化により県支出金を減額いたしております。

4目．農産対策費では、新規に新さが水田農業経営確立推進事業として、米政策改革大綱の実施に向けての周知徹底を図るための助成経費を追加いたしております。

5目．園芸振興費につきましては、低迷するトマトの価格保証のため、野菜価格安定対策事業負担金を追加いたしております。

7目．農地整備費につきましては、説明欄の広域農道整備事業県工事負担金と関連負担金などを増額いたしております。

8目．土地改良事業費では、主に説明欄の国営造成施設管理体制整備促進事業や有明海岸水門操作経費などの事業費の変更に伴い、所要経費を増減額し、31ページになりますが、19

節．負担金補助及び交付金で県営経営体育成基盤整備事業県工事負担金と関連負担金などを増額いたしております。

32ページをごらんください。

同じく6款2項．林業費、1目．林業振興費では、新規に林業後継者の技術・経営講習会開催などの助成経費などを追加いたしております。

33ページをごらんください。

同じく6款3項．水産業費、1目．水産業振興費では、漁業不振対策特別資金の融資にかかわり、佐賀県漁業信用基金協会出資金を新たに追加いたしております。

34ページをごらんください。

7款1項．商工費、2目．商工業振興費は、新規に商店街活性化対策として講演会などを実施する商店街地域密着型事業創出支援事業経費を追加するほか、大村方工場団地進出企業への奨励金を増額いたしております。

3目．観光費は、10月に開催されます堺まつりへの佐賀県からの出し物の出場につきましては、鹿島の面浮立ということで決定いたしまして、出演補助金を新規に追加いたしております。

35ページをごらんください。

8款．土木費、2項．道路橋りょう費、3目．道路新設改良費につきましては、単独市道整備事業、主要市道整備事業、辺地道路整備事業などに要する経費を調整増額し、19節．負担金補助及び交付金では、県道鹿島～嬉野線など道路改築にかかわる県工事負担金を増額し、補正額総額で15,049千円を追加増額いたしております。

36ページをごらんください。

同じく8款3項．河川費、1目．河川総務費も、新方地区の急傾斜地崩壊防止に係る県工事負担金を増額し、3目．水資源対策費では、中木庭ダム周辺整備計画の実施に向けての調査経費を増額いたしております。

37ページをごらんください。

同じく8款5項．都市計画費、2目．街路事業費では、ポケットパークの管理経費を増額するほか、鹿島駅城内線ほか1線などの街路整備に係る県工事負担金を増額いたしております。

3目．都市下水路費では井手下水路の整備費を追加し、4目．都市公園費では補助事業費の追加による蟻尾山公園の野球場エリアの整備費を増額し、サブグラウンド照明施設整備事業につきましてスポーツ振興くじ事業から起債事業への変更に伴い、財源組み替えを行うとともに、東側広場の整備を行うための設計費を追加いたしております。

39ページをごらんください。

10款．教育費、1項．教育総務費、2目．事務局費では、説明欄のとおり、全国へき地教

育研究大会が佐賀で開催されることから、負担金を追加いたしております。

40ページをごらんください。

同じく10款2項. 小学校費、1目. 学校管理費では、これも説明欄のとおり、七浦小学校の実施設計額が確定したことにより減額するほか、新規に雨漏りが激しい明倫小学校のトップライトの改修費を追加し、指定寄附により図書購入費を増額いたしております。

41ページをごらんください。

同じく10款3項. 中学校費、1目. 学校管理費は、東部中学校のバリアフリー化工事を追加いたしております。

42ページをごらんください。

同じく10款4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費では、歳入で説明いたしました思春期の子供を持つ親のための教育講座開設事業の追加と、子育て支援交流事業として親子で見る人形劇などの事業を実施するための経費を追加いたしております。

2目. 公民館費では、浜公民館の屋根の防水補修と新築2件、改築4件が予定されております自治公民館建設への助成金を追加いたしております。

4目. 図書館費では、福岡市博物館で保存されております鹿島鍋島家の江戸時代からの古文書4,227点につきまして、それを複製するための経費を新規に追加いたしております。

43ページをごらんください。

11款. 災害復旧費、1項. 農林水産業施設災害復旧費、次のページになりますが、同じく11款2項. 土木施設災害復旧費につきましては、7月の大雨による災害復旧費で、概算事業費であります。早期に復旧させるため、その経費を今回計上いたしております。

45ページをごらんください。

14款. 予備費につきましては、1,586千円を減額し、補正後の金額を65,211千円といたしております。

なお、46ページから47ページの給与費明細書、48ページの地方債の調書につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、別冊の市議会定例会議案説明資料6ページになりますが、こちらの方に15年度の県営事業負担金の明細を掲げておりますので、参考にしていただきますようお願い申し上げます。

以上で、平成15年度一般会計補正予算（第3号）の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（小池幸照君）**

質疑に入ります。5番橋爪敏君。

**○5番（橋爪 敏君）**

5番の橋爪でございます。3点ほどお伺いをしたいと思います。

14ページにも載っておりますし、これは収入でございますが、災害復旧費県補助金、それから先ほど説明がありました最後の方ですね、支出の方では43ページに農地農業用施設補助災害復旧費が載っておりますが、今度の7月の長雨で災害復旧されるわけですが、鹿島市内、どれくらいの被害があったのか、金額的にもわかればお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

まず、農地農業用施設関係の災害の復旧事業ということで上げています。

まず、農業用施設につきましては、ここに上げておりますように11カ所、13,000千円、それから、農地につきましては4カ所の5,000千円ということで予定しております。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

5番議員の御質問にお答えいたします。

市道関係での災害は、箇所数で4カ所です。災害の規模といたしましては、全部で4カ所で1,900千円（333ページで訂正）程度になっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

施設については、今説明をしていただいたわけですが、農作物も、ことしは、特に水稻等では長雨で非常に被害も出ていると。それからまた、野菜、果樹等にも出ていると思いますが、その辺の被害等の状況はどういうふうになっているか、お伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

まだ、金額的には出ておりませんが、今言われていますことは、御存じのとおり、米につきましては日照不足の関係、それから夏物の野菜関係が非常に出が悪いということが言われています。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

今後、ある程度すればはっきりわかると思いますので、今後ともよろしくお願いをしたい  
と思います。

それでは、2点目に、これは32ページに佐賀県林業後継者地域学習活動事業補助金という  
のが計上されておりますが、この内容をお知らせいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えをいたします。

これは、佐賀県南部林業後継者対策協議会というのがございまして、これは組織的には藤  
津鹿島の各行政、それから、その管内の森林組合、例えば、鹿島市森林組合、西藤津森林組  
合、太良町森林組合、それから、その中の、林家の方でかなり手広くやっている方を代表に  
いたしまして、それから、あと教育機関といたしまして、藤津教育事務所と、それから県の  
鹿島農林事務所の所長まで入れての一つの組織をつくって、今後、後継者育成についてとい  
うことで具体的に取り組んでいくということでございます。

今回、補正を上げております分は、今まで事務局が塩田町にございまして、それが今回、  
鹿島市の方が事務局ということでございまして、県の助成を受けながら進めていきたいと思  
います。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

どうもありがとうございました。

それでは、これに関連をいたしまして、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

今度、県では、杉とかヒノキなどの人工林に非常に竹が、竹によって侵食されて被害が広  
がっているということでございますが、これを受けまして、ことしから竹の除去作業をする  
ために、緊急雇用創出基金を活用して、新卒者を含んで110人を採用して、竹を切って森林  
の整備をすると、こういうことが言われておりますが、一応、鹿島で、もとは竹あたり、特  
にマダケあたりはノリで使われておったわけですが、最近はほとんど使われないというこ  
とで、非常に竹がそういうことで侵食をしているわけですが、鹿島で竹林がどれくらいあるの  
か。また、もう一つは、杉、ヒノキにどれくらい侵食被害を与えているのか、わかればお知  
らせいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

それでは、先ほどの竹林の対策ということでのお尋ねですけれども、これは佐賀県の事業といたしまして、佐賀県森林環境整備緊急対策事業という事業がございます。この中で、今回、竹林研究整備体事業というのが設けてありまして、これは先ほど申されましたように、県の緊急雇用の創出の部分での事業でございます。それで、今回、新たに就労者を雇用して、人工林に侵入をしている竹、この部分の除去及び撤去をしていくという作業でございます。ちなみに、鹿島の場合は、全体の何平米という部分は把握が今できておりませんが、割り当てとして、7ヘクタールの部分を鹿島に割り当てががあります。これを、一応雇い入れの方を5名ということで、今回森林組合の方に委託をされながら事業を進めていく予定であります。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

これは、そしたら、鹿島でハローワーク等を通じて募集をしていくということではなくて、もう森林組合自体でやっていかれるわけですかね。その辺、お伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

採用につきましては、地元でという形になりますので、森林組合の方が職安を通して鹿島で採用していくという形になります。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

ありがとうございます。

それでは、3点目をお伺いいたします。

35ページでございますが、道路橋りょう費の中で、道路新設改良費ということで、先ほど、辺地道路も含んでの整備ということで説明をいただきましたが、現在、辺地道路の整備事業で中川内～広平線が整備をやっていただいておりますが、この事業につきましては、聞くところによりますと、中川内地区の金原地区、それから広平までの2,600メートルと、こういうことを聞いておりますが、その今現在の進捗率をまずお伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

その前に、申しわけございません。先ほど、橋爪議員の方から市道の災害額について、私、1,900千円と申し上げたと思いますが、ちょっと計算違いしております、2,900千円です。申しわけございません。訂正をよろしくお願いいたします。

それで、まず、辺地の市道中川内線の進捗状況でございますけれど、15年度末で62%、事業量ベースで62%を予定しております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

62%ということでございます。これは、2,600メートルのうちの62%になるわけですね。そしたら、今後、この計画ですね、事業完成年度とか、今後の計画はどういうふうになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

現在の予定では、平成17年度と、毎年1億円ベースでやっているわけですが、今お話ししましたような進捗状況でございますので、もう少し延びるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

最後になりますけれども、今の辺地道路の計画が金原地区から広平までの2,600メートルということだそうですが、中川内ですね、あれは三川内～皿屋線と広平の分岐点、これは山下の収入役さん方のちょっと上の方になるわけですが、そこから金原までが、ちょうど1,700メートルぐらいあるわけですね。多分、そこはこの辺地道路計画に入っていないと思いますが、あそこも非常に上と変わらんと狭いわけですね。上だけで下がでけると、これはなかなか今後の支障があると思いますので、今後の、分岐点から金原のところまでの計画、その辺はどのように考えておられるのか、お伺いをいたしまして、質疑を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

県道の皿屋～三河内線と中川内～広平線の接続部から金原までの、先ほど橋爪議員おっしゃられましたように、約 1,700メートルの整備についての御質問でございますけれど、現在のところ、今後どのようにするかということでの結論には至っておりません。現在、先ほど言いましたように、年間 1 億円ベースで金原地区から広平までの方に力を注いでおりますので、その経過を見てから結論を出させていただきたいという形に考えております。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

10番北原慎也君。

**○10番（北原慎也君）**

10番北原です。

1点だけ質問させていただきたいと思いますが、37ページ、都市計画費の蟻尾山運動公園の照明のことについてですが、野球場にも照明灯がつく、それから、サブグラウンドに照明灯がつくということの予算計上であるというふうに私は思っているんですね、ことし。どういうやり方で、この照明灯、どういう……。例えば、虫が寄ってくるじゃないですか。そうすると、その虫が周りのミカン畑とか、あるいは家に虫が飛んでいくとか、いろいろ周りの人に関係あるわけで、最近は何か、そのライトの下に受け皿みたいなのがあって、虫が飛んでくると、そこに入って虫はよそさん行かじ、死んでしまうというふうな工事のやり方があるのかなんとか聞いておりますが、どういう方法でやられるのか、ちょっとお尋ねします。

**○議長（小池幸照君）**

中川都市建設課長。

**○都市建設課長（中川 宏君）**

お答えいたします。

ナイター施設サブグラウンドの照明につきましても、ちょっと私、正式な名前は忘れましてけれど、虫が寄ってくれば、それを殺す機械をつけるというような形で予定しております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

10番北原慎也君。

**○10番（北原慎也君）**

全体的には、今、グラウンド周辺にもライトがついているわけですよね。それは、そういうやり方じゃないんじゃないですか。10時ぐらいまでは、みんなついていますよね。そして、10時過ぎたら、かなり減るというような照明の仕方をされている。夜、クロスカントリーのコース、あそこは暗いんだそうですね。あそこは歩く人は多いんですよ、夜。ところが、ちょっと暗すみになって困るという人がある。一方は、周りが明る過ぎてちょっと困るというふうな、そういう照明に対するいろいろな意見があるわけですが、そこら辺についてはどう



いうふうに把握しておられますかね。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

クロスカントリーの方は、確かに暗いと思います。照明もありませんし。現在のところ、支障はないと言ったらいかんですけれど、走られるに、そう支障がないような状況でもありますので、設置という考え方は持っておりません。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

少し狂うとったかな。その照明は、虫を寄せて殺すのか、殺さんのか。あるいは、その暗いということに対してはどうしているのかという質問をしたわけですね。暗さは何とかと言うけれども、実は、周りの農家の皆さんにしてみれば、明るくなることはいいことだけれども、反面、防犯灯の話も一般質問であっておりましたが、暗いと、こそこそするのが出てくるし、明るいと周りの者が迷惑するという、相反する意見があるわけですね。これにこたえていくためには、周りの人たちには、やっぱり工事をする前には何らかの形で同意をもらわれた方がいいんじゃないかと思うんですが、そこら辺についてはどういうふうにやっておられるのか、ちょっとお尋ねをしておきます。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

野球場につきましては、一度、地元の方に説明があっていると思います。再度、工事の前にしたいと思います。

それから、サブグラウンドにつきましても、近日中に地元の方に御説明をしたいと考えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

1番徳村でございます。

22ページの7目の企画費のところ、新市建設計画住民アンケートというところで、ちょっと関連ですが、8月に「鹿島市と太良町の合併による新しいまちづくりアンケート」というものが配られまして、私、そのコピーをこちらの方に持っていますが、その中で、鹿島市

と太良町の配布の状況が、鹿島市が 3,365、太良町が 1,135ということですが、まず、このアンケートの回収率がどれくらいなのか、お尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、新市建設計画策定にかかわる住民アンケートの回収結果をお知らせいたします。

まず、鹿島地区が配布数が 1,493に対して、回収数が 1,179、79%となっています。それから、北鹿島地区が 382配布に対して、回収 315、82.5%となっています。能古見地区が 427の配布数に対して、回収が 400、93.7%です。古枝地区が 333の配布に対して 263の回収で79%。浜地区が 349の配布に対して、回収が 291、83.4%。七浦地区が 381の配布に対して、328の回収、86.1%で、鹿島全体の配布数が 3,365に対して、回収が2,776、82.5%となっています。

太良も必要でしょうか。（発言する者あり）

太良地区は、全体で 1,135の配布に対して、回収が 865、回収率が76.2%です。そして、鹿島、太良、合わせまして 4,500の配布に対して回収が 3,641、80.9%となっています。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

このアンケートの中をちょっと見まして、1点だけ質問させていただきますが、この中に、よく利用するのはどこの地域の施設ですかと、学校、病院、職場、診療所等、図書館、公民館、集会施設、こういうものが、どこの地域のものを利用するかという質問ですが、先ほどの配布率を考えると、これはどうしても鹿島の方が多くなるんじゃないかと思うわけでございます。この背景には、これは私が考える部分なんです、公共施設を、どこにどのような状況で配置すべきかというようなことが絡んでくるんじゃないかと思うんですね。その点について、やはり、鹿島市と太良町の合併に際して問題が生じてこないのかどうかということをお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

現在ある公共施設というのは、そのまま持ち込むわけですのでね、鹿島と太良と。新しく何かをつくらうとなった場合、まだ具体的には決めておりませんが、そうなった場合には、エリアがやっぱり広がりますので、この点を太良寄りにするとか鹿島寄りにするとか、いろいろ問題が出てくると思いますので、十分協議、配慮をしながらやっていかにやいかんというふうに思います。当然、それは今よりまだ公共施設の位置については議論が出てくるだ

ろうというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

最後ですけれども、このアンケートの結果が結局、回収率が80.9%と、先ほど合計で言われましたけれども、これをどの時期にどのような形で利用されるのか、お伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

このアンケートをどの時期に、どのような形で利用するのかという御質問だと思います。

まず、この調査をいたしました目的は、こうなっております。「本調査は、市町村合併に関する協議を進めるに当たり、鹿島市と太良町の住民の考え方などを把握し、合併における諸問題の解決の方向を検討するとともに、新市建設計画の基礎資料とすることを目的とする」というふうになっておりまして、現在、これにつきましては、委託先のぎょうせい、大手コンサルタントでありますけれども、ぎょうせいの方で、その分析を行っておりまして、そこで基本構想の案、あるいはまた新市建設の素案といいますか、それを作成するということになっております。

○議長（小池幸照君）

6 番山口瑞枝君。

○6 番（山口瑞枝君）

6 番山口でございます。1 点だけお尋ねをいたします。

27ページの民生費の高齢者福祉費のところで、直接ということではなくて、関連するかとも思いますけれども、在宅介護支援センター運営事業委託料、これは減額補正になっております。これに関連して、ちょっと次のことをお尋ねをしたいと思います。

今、鹿島市内に、私が気づいているところで2カ所、1カ所は七浦のものと薬師寺病院の跡地、それから古枝の方に中尾病院というのがありましたけれども、門前にですね、ここに、2カ所、どっちがどうということじゃないんですけれども、多分、グループホームか、あるいはデイサービスセンターの小さなものかなというふうな感じの福祉施設、老人施設が開所をしておりますが、これについて、例えば、利用する、利用しないというような申請をする場合に、直接に市の在宅支援センターを通してやるようなことがあっているのかどうかという点を、まずお尋ねをしたいと思います。ただ、NPO法人的な、そういう個人的な経営かなということも感じておりますけれども、そのあたりは私は全くわかりませんので、市の関与がそれにあっているのかどうか、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

お答えいたします。

介護の事業所の利用につきましては、本人さんから申請があった場合は、支援センターの方に連絡をいたしまして、そこから個人さんのお宅をお伺いするというふうな手順になっております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

はい、それは十分に理解をいたしております。私がお尋ねしているのは、今、2カ所にある施設がどういう経営者というか、どういうところがやっていらっしゃるのか、それについて市の関与はあっているのかどうかですね。補助金あたりもあると思います。それについて、例えば、利用者がそこを利用されるときに、市の介護支援センターを通して、そこに入所したり、利用するようなことになっているのかどうかということです。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

まず、利用するときの場合は先ほど申しあげましたので、そのとおりです。

まず、この施設でございますけど、七浦の薬師寺病院の跡の施設につきましては、あその土地、家を市が借用いたしております。市の施設として改修をいたしております。それから、中尾病院の件でございますが、あれは民間の方がつくられたわけでございますけど、市としては意見書というものをつけて県の方へ申請するようになっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

七浦の方は、薬師寺病院跡地の方は市の施設ということでしたが、私、そのあたりを全然存じ上げておりませんでしたので、お尋ねをいたしました。

こういう民間の施設が鹿島に次から次にできてくる可能性は今後大きいと思いますが、これがどこもかしこもということになれば、従来ありますデイサービスセンター、各特老もありますけれども、特老、それから老健施設、そういうところの利用者とのバランス的なものもあるかと思えます。それで、何でも民間の方は、県はつくれつくれと言って、申請をすれば、その申請から許可、認可がおりるのが、物すごく速いスピードで行われるということ

すので、市を通したそういう認可をされていると思いますけれども、そんなに認可申請をするのが時間が短期間でできるのかどうか、どのくらいの最長の時間が要するのか、最短でどのくらいで、そういう民間の施設の許可をされるのか、それを最後にお伺いをいたします。

**○議長（小池幸照君）**

平尾保険健康課長。

**○保険健康課長（平尾弘義君）**

ちょっと先ほど1点、説明が不十分な分をちょっと補足します。

七浦の分は、施設そのものは市の施設ですが、民間と契約して、あれは介護事業所関係じゃなくて、市独自のサービスのデイサービスセンターとしての開設でございます。

それから、許可の件でございますが、許可は県がいたすものでございまして、そこら辺はちょっとはっきり私の方ではつかんでおりません。

**○議長（小池幸照君）**

6番山口瑞枝君。

**○6番（山口瑞枝君）**

1回目は間違った答弁だったということで、これで3回にしますけれども、今からどんどんこういう施設が乱立してできるということに、大変不安を感じております。介護保険の適用をしない民間の施設ということで、一方ではそういう民間の施設を望んでいる反面、利用者の方はどこがどういうことなのか、また、利用料の問題が出てくると思います。あそこは高いとか、あそこは安いとかですね。ですから、そういうことの調整とか、ある程度のそれは、市の方も把握されて、これからそれらの口介入はされていくと思いますけれども、そのあたりを十分な認識をしていただいて、利用者間違った利用の仕方がないように御指導を今後いただきたいと思っております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

14番青木幸平君。

**○14番（青木幸平君）**

14番青木でございます。3点ばかり質問してみたいと思います。

まず、私たちが一般質問で住基ネットのことで質問をいたしましたけれども、その当時は6名という話がありましたけれども、現在、どのくらい進んでいるかということでございます。まず1点ですね。

**○議長（小池幸照君）**

正宝市民課長。

**○市民課長（正宝典子君）**

お答えいたします。

一般質問のときにお答えしましたとおり、変わりございません。現在も6名でございます。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

大体予測どおりといたしますか、余りにもちょっとPR不足といたしますか、認識不足ですね。

これも、私も調べてみてわかって、これでは大して魅力ないなと思って、ああいう質問をしたわけでございますけれども、しかし、これだけ予算として一銭もむだにできないような情勢の中で、それでは済まないわけでございまして、その点、私は神奈川県の大和市をちょっと調べて言いましたけれども、あの「ラブス」というカードの使い方、それに対して研究されましたか。

○議長（小池幸照君）

正宝市民課長。

○市民課長（正宝典子君）

お答えいたします。

ただいまの御質問の件は研究しておりません。申しわけございません。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

あれを調べていただければわかりますけどね、同じカードの中に、6月議会で水頭議員が1万6,000の活字が入ると、情報が入るというふうな話がございましたようにですね、今さら、ここでどくどくは申しませんけれども、住基ネットと、あそこの大和市は別に市民サービスのカードを一緒にしているわけですよ。だから、認識番号とかなんとか全部要らんで市民サービスができるわけなんです。そういう面で、そういうふうな普及のやり方をやっていかんと、こういうふうな国、県から助成金は来ていると思いますけれども、これではちょっと議会としてはなかなか承認しにくいというふうに思うわけでございます。

そして、答弁の中にも、太良町と合併してから考えましょうという言葉がありますが、太良町と合併する前に、どういうふうにそういうふうな政策を進めていくかということ、そのときに市長の御答弁はございませんでしたので、市長の御答弁をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

住基ネットの拡大的な活用というのは、現在のところ考えておりません。これは個人情報の保持、こういうものを十分我々も慎重に勘案しながら、拡大できるという見込みがあるものについては、少しずつ検討していくということでございますので、現在は、市の方からも

っと入ってくださいとか言うつもりもございませんし、6名の方はやっぱり自分の判断で加入をされているというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

それでは、市の方ではもう別にしないということですね。（「今の段階では」と発言する者あり）今の段階ではですね。私が聞いているのは、太良町と合併してからするじゃなくて、その前にいろんな研究をしてくださいと、する気はありませんかということを行っているんですよ。しないならばしようがないですね。

それから2番目は、先ほど北原議員からちょっと蟻尾山公園のナイター施設のことでありましたけれども、野球場の近くに農場は余りないと思いますけれど、サブグラウンドの方にそのナイターの光の影響を受ける農作物がないかどうか、お聞きいたします。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

近くに水田という形ではありませんけれど、ミカン園、果樹園等があると思います。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

ミカン園にしる、水田はなくても、果樹とかは電照、光の影響でミカンが熟れんのですよね。これは、私が経験したのは、鹿島大橋のところの橋の電気の影響で、大豆が完熟しないと、それからレンコンがいつまでも青々として実が下に入らんというふうな弊害が出てきましたので、そのあたりも十分注意してやっていただきたいということでございます。

それから3点目は、42ページの、これは教育委員会の問題だと思いますけれども、鹿島鍋島家資料収集事業経費、9千円を来ておりますけれども、これはさきの説明では、いろいろな何かを集めるというふうな話でございますが、これは鍋島文庫と関連があるんでしょうか。それをお聞きします。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

それでは、鹿島鍋島家資料収集事業についてお答えいたします。

全体の事業費は6,409千円になります。これは、鹿島鍋島家の資料で、昭和56年に鍋島直紹さんが亡くなられた後、膨大な資料ですね、文書とか、あといろんなものがありますけれ

ども、そういったものが流出したものであります。福岡市の市立博物館が、当時建設準備室でありましたけれども、その資料が貴重な資料であるため、せめて九州内にとどめておきたいということで4,227点を購入されておるものでありまして、それがマイクロフィルム化をされております。今回、鹿島市の市民図書館がそれを複製して保存をするというものであります。

資料につきましては、江戸、明治、大正、昭和で4,227点になります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

どうもありがとうございました。これは鍋島家の財産であると同時に、鹿島市の財産でもあるわけですから、ぜひ市がかなり力を入れて、鹿島のエイブル、図書館もありますので、そういうふうな努力をぜひお願いをいたしまして、終わります。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

2番伊東です。2点ほど御質問をいたします。

まず、ページ数が37ページ。都市計画費の中で、ポケットパークの管理経費ほか、太陽の広場のポンプ修繕という欄がございますが、これに関連してちょっとお聞きをしたいと思っております。

今、こういうふうなポケットパーク等の管理を委託しているのは何カ所ぐらいあるのかというのをまずお聞きしたいのと、それと、これを委託をするときの、その地区の代表者になると思いますけど、その取り決めとかは、契約期間とかどういうふうにしていらっしゃるのか、まずそれを1点お聞きしたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

ポケットパーク等の管理につきましては、市が委託という形ではなくて、それぞれのところで直接管理をお願いしていると思っております。自主的に管理をお願いしていると思っております。

以上でございます。（発言する者あり）

箇所数ですね。スカイロードで4カ所と、ほかにちょっと私の方で現在把握しておりませんので、資料が手元にございませんで、申しわけございません。

○議長（小池幸照君）



建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

ただいま3カ所ということで御答弁をいたしましたけど、2カ所でございます。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

多分、私はスカイロード関係の各地区に委託しているのが主だろうとは思っておりました。2カ所ということですから、多分そうでしょう。

今後、桜通りもまたポケットパークの計画がありますよね。この後、ことしの一番最重点、挙げていただいております浜地区の街並み環境整備事業、ここのあたりでも今後そういうふうな計画が出てくるかもわかりません。今後、そういうふうな何カ所かこれがふえてきた場合、ある程度の、もちろんその地区の方にお問い合わせするわけですけど、今後、取り決め事項などつくる予定はないのか、そこのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

今後のポケットパークの運営の方法ということでございますけど、今どこにどういうふうにするというのはまだ決定をいたしておりませんが、ただ、考えられることは、こういう部門につきましての運営は、まず住民の方がしていただくということが第1でございますので、実際どういうふうになるというたときに、また考えをしていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

ありがとうございました。

もう1点ですけど、今度は34ページの商工費の中で、商店街地域密着型事業創出支援事業、これには講師謝金と書いてありますが、これは産建の委員会のときにも御説明をいただいている分でもありますけど、ちょっとここで質問をしたいのは、これは、ことし、私の記憶では古川知事が新しく始められた事業の一つではなかったかと思っておりますけど、これが県内何カ所ぐらいの商店街を対象とされているのか、それと、この事業の目的をもう一度質問したいと思います。

○議長（小池幸照君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

この事業は県事業でございますけれども、県内で2カ所じゃないかなというふうに思っております。それから、この目的ですけれども、まず一番の目的は商店街の活性化ということが第一でありますけれども、基本的には、このようないろんな事業を通じて商店街に一人でも多くのお客さんに来ていただくということで、そして、あと商店街に来られたお客さんでその商店が潤うというふうなことが最終的に目的というふうなことで、我々は今後もいろいろなこういうふうなイベント等については、商工会議所、地元と一緒にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

それでは、もう最後になりますけど、この事業は何年計画、これは単年度制でしょうか。それとも、これは継続事業になっているのでしょうか。それをお願いします。

○議長（小池幸照君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

これは、単年度事業です。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山です。2点ほど質問をさせていただきたいと思っております。これは、一般質問の継続みたいになりますが、お願いをしたいと思っております。

26ページにあります。民生費の中に身体障害者福祉費ということで上げておられますが、賃金のところに支援費事務賃金ということで645千円、これが上げられておりますが、これについての雇用は市の職員なのか、もしくは別枠で雇用をされているところの賃金なのか。それから、今後、こういうふうな賃金が年間どのくらいかかるというふうに予想されているのか、その辺をお聞きをいたします。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。

この賃金につきましては、支援費に係るいろいろな事務がかさんだということで、臨時職員として雇用をしたいと、こういうことでございます。この事業につきましては、これ以上のことはまず考えておりません。私のところの範囲では、そういうところでございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ということは、臨時の方を雇うということは、今までかかっていなかった経費がかかるというふうに思うわけですね。ほかにも委託料みたいなところで支援費管理台帳システム保守料とか、これは備品購入費で、これは年間どのくらい今後かかるのかわかりませんが、この件についてもお聞きをしたいと思いますが、私が思うのは、支援費制度にしたら別枠でこういうふうなお金がかかってくるということ、やはり頭の中に持っていくことも大事だと思います。今回の一般質問、また松尾議員の先ほどの質問の中で、それぞれについて補助的なことはできないというふうなことを申されました。ですが、それぞれ抱えていらっしゃる方が出すお金というのは、そう多額ではないわけですね。それぞれがですね。1日100円であったり、多い方で幾らとおっしゃったんですかね、4,000幾らだったでしょうか、4,300円だったんですかね。ということで、月額したら30人の方がどのくらい月に今納めていらっしゃるのかわかりませんが、それを年間したら、どのくらいの金額になるかということも知りたいんですが。そういうふうなものと兼ね合わせて、こういうふうな支援費をスタートさせたら、これだけのお金がかかるということと、プラス・マイナス、どういうふうなものになるのかをやはり検証していただく中で、国の制度がまた変わったということで、すぐさま、その制度どおりにするというのも、これは当たり前と思われるかもわかりませんが、市の方で緩和できる措置というものがあるとしたら、そういうふうなものを計算をしながら、できるだけそういうふうなことが少なくなるような形といいますか。市長がいつも申されておりますように「人が輝くまちづくり」というのは、みんなが輝くということの中に、一番困っておられる、そういうふうな生まれながらにして障害を持ち合わせた方々が一歩でも二歩でもそういう近づくような施策というものは、これはもう当たり前のことなんです、そういう方々が輝いてこそ、みんなが輝くまちということになると思いますので、これをしたら、あちらもせなきゃならんということもあろうかと思いますが、一つ一つを積み重ねていくということも大事だと思いますので、この辺について、今後、支援費制度というものがずっとずっと福祉の分野にかかわってきて、私自身は福祉には支援費制度といいますか、特に障害者には支援費制度はそぐわないというふうに考えていますが、こういうことがずっと持ち込まれますと、また困る方がたくさん出てくる可能性があるわけですね。そういう中で、市の方向性というものもあらしながら、全部ができなくても少しの負担ということも、今後考えていってもらうのが可能かどうかですね。もう答弁いただいておりますが、ですが、こうい

う予算を出されるときに、いつも思うんですが、国が、県がというふうな方向性と別にして、考え方を今後もこのとおりにいかれるのか、または、時と場合によるのか、その辺もやはり姿勢としてはここでお聞きをさせていただきたいと思います。

ちょっと質問がばらばらになってしまったんですが、ちょっとわからないようになってしまったんですが、とりあえず福祉事務所長には、システムの保守料というものがかかるが、備品購入費というものがここにソフト代ということで出されておりますが、今後においてもこういうことが、経費が出てくる可能性があるのかどうか、その辺もお聞きをしたいと思います。それから、この質問はここで打ち切りたいと思いますので、市長の考え方もあわせてお願いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

峰松福祉事務所長。

**○福祉事務所長（峰松光夫君）**

支援費制度ということでございますが、まず、先ほどの賃金につきまして申し上げますと、支援費制度にかかわる事務として、まず、施設などに入所されている方などの実態の調査、そして支給量の決定、こういうものが必要になってきます。そういう関係で、先ほどの備品購入費でも上げておりましたが、これについてはソフトの購入代金です。それは、支給量を出すときの基本ソフトを導入して、そして、賃金で雇ったり、臨時職員の方にこれを使っていただくというような、そういうことで考えております。

それで、今の支援費制度全体的なことでもちょっと申し上げますと、身体障害者福祉、それから知的障害者福祉、それから先ほどの児童福祉法関係の福祉関係で支援費制度というのが導入されたわけでございますが、まず、例えば施設に入った場合に、それについては施設がそれぞれの福祉の事業所として、先ほどもちょっと老人福祉関係で話があっておりましたが、事業所の指定というのが県知事の方からされるわけです。そこと、いろいろ支給対象者とその事業所との契約をされて、そして、先ほども申し上げましたが、所得の状況によって、それでは施設の利用者は幾ら負担します、それじゃ、残りについては全部、国、市で持ちましようというのが支援費制度でございます。

それで、私どもが今、15年度からということでやっているのが、デイサービス関係、ショートステイ、ホームヘルプサービス、それから、先ほどから申し上げております施設関係、こういうことについて支援費制度というのがございまして、これは国の全体的な支援費制度の中での、そこに組み込まれた運営ということになりますので、今後の方向として、これを変えると、あるいは負担金ができればかからないようにというような、そういうことについては、なかなか制度的に難しいというふうに考えているところでございます。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

2点について、私の考え方を申し上げますと、まず、措置が支援費制度になったと。以前にも申し上げたかと思いますが、措置するというのは、措置される側も、措置する側も、一個の独立した人間として考えているのかというニュアンスを私は感じました。どちらかというと、強制も伴いますし、社会主義的なやり方に近いんじゃないかと。一方、この支援費制度というのは、ある程度自分で選択をして、そして、自分の意思でそれにどう対応するかということを考えることができると。したがって、世の中全般的に、もう今から措置とかいう、いろんな分野において制度が強制を伴うような、個人の自由を奪ったような形での措置というのはやめようという大きな流れになっているというふうに私は思っておりますので、これは支援費制度というのは、私は妥当なものだというふうに思っております。

それから、これに対する負担金が伴うということですが、私は市長の仕事というのを一言で言えと言われたら、市民の皆さんからお預かりした税金をどの分野にどれだけ配分するか、これが市長の仕事として一番大きな仕事だというふうに思っております。したがって、私は、いろんな表現で申しておりますが、基本的には、やはり納税者が私の予算づけに対してどう判断をするかということが根底にあります。したがって、その分野、その分野の人はもちろん、料金とか、あるいはそれは安い方がいいですし、できればない方がいい。しかし、全体としてどうなのかということを示しているのは、やはり納税者がどういうふうに判断をしているかと、常にその立場に立って私は予算配分をしているつもりであります。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

なかなか言葉では言い尽くせないんですが、措置という言葉が悪いのかと、そういうことで私は言っているのではなく、困っている人の立場を代弁をしております。いつ何時、どういう人がどういう立場になるということは、これは想定できませんので、みずからの問題としても取り上げているところです。今、地方分権という時代で、国がしたからといって、そっくりそのまましなくても、少しは変えてもいいところがあるんじゃないかというところで、一般質問でもしたところですので、ぜひそういうところを御理解を賜りたいと思います。

次の質問です。

次は、ページが35ページになりますが、土木費の中の道路改良になって、ちょっとここ直接には関係がないと思いますが、市の単独でいろんな改良をしていただいております。その中で、私たちに身近なところで、公共下水道であったり、いろんな事業がなされている本体の事業とは別のところで掘り返されて、後の補完といいますか、きれいに整地をするときに完全でないということで、その後の2次災害みたいなことがあちこちで起こっているとい

うことを聞いていらっしゃると思います。そういう中で、やはり近辺で事業をするとき、こういう事業をしますよというときは近隣の住居の方におわびとか説明とか行っていただいておりますが、肝心の補完をするときは全く、その前に住んでいる人とか近所の人にはいろんな意見を聞かないで、そこに穴がほげていたらぱっと埋めていくとか、そういうふうにされて、それでよしという事業のあり方が今多くなされています。そういうことで、やっとな穴があったのが直されたとか、道路のでこぼこがとれたとか、喜んでいるのもつかの間、雨が降ったら、されていた事業が今度はあだとなって、そこに水がたまってはね返るとか、いろんなことがあっておりますので、これからそういう事業をされるときは、よかれと思って、本当はいい工事をしていただいたにもかかわらず苦情が出るということがありますので、ぜひ、するときは必ず近隣の家主といいますか、そういう方々に一言、「こういうふうな事業をしますけれども、ここはどういう状況になっていますか」とか「雨が降ったら、雨はどういうふうに流れますか」とか、そういうふうな事細かなことをちょっと聞いていただけたら、後々そういう苦情が出ないと思いますので、その辺についてはどういうふうになさっているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

工事をする場合には、いろいろな近隣の方の意見を聞いてからやってくださいというような御意見でございますので、私たちが工事をするときには、そのようにしております。ただ、そういう若干形態があって、そういう面もあろうかと思えますけど、そういうことは今からも十分気をつけて、周りの人とも話をしながら工事はやっていきたいと、そういうふうになっております。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

4番水頭でございます。1点だけお伺いしたいと思います。

今回、一般質問で住基ネットの質問をいたしましたけれども、ここの23ページの中に戸籍住民基本台帳費ということで594千円上げられていますけど、この内容と、それから目的を詳しくお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

正宝市民課長。

○市民課長（正宝典子君）

それではお答えいたします。

今回、公的個人認証サービス用の機器ということで、594千円を補正をいたしております

けど、これに関連して、個人認証サービスについて、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。

昨年の12月に行政手続オンライン化三法が成立をいたしました。その中に、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律、ちょっと略して公的個人認証法ですけど、これが成立、公布をされまして、申請、届け出等行政手続のオンライン化に資するために第三者による情報改ざんの防止、通信相手の確認を行う高度な個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供する制度として、公的個人認証サービスが整備をされることになりました。この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲において施行するというようになっておりまして、これが施行されますと所得税の確定申告をインターネットで行うことが可能になるなど、ほとんどすべての行政手続はインターネットで行うことが可能となるものです。

それで、先月8月25日、住基ネットの本稼動で、希望者に交付しております住民基本台帳カードには、この公的個人認証サービスの利用者が使用する秘密かぎや電子証明書が格納されるようになっております。今回補正をお願いしておりますのは、その秘密かぎ、また電子証明書を住基カードに格納するために、住民の方みずからが、窓口のカウンターの外に設置をしますかぎペア生成装置、それから職員が受付のところで使います端末のパソコン、それからプリンター、リーダーライター、この4点セットを今回補正をお願いをしているものでございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

ありがとうございました。

さっき青木議員も質問されましたが、このカードに関して今の段階では市長は拡大は考えていないということで、今答弁をいただきました。

このITの推進ということはいつも、今回でも、今さっき提案理由の説明の中でも市長はITの推進ということ、革命の推進ということを言われました。これに関連してですけれども、1点だけお伺いいたします。

現在、光ファイバーケーブルが学校の近くまで引かれています。それからの利用が何にされるのか、まだ定かではありませんので、その点、利用がわかっていたらお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

議員おっしゃっておられるのは、現在、CATVの基幹整備ということで光ケーブルを幹線として引っ張っていますね。そのことをおっしゃっているんですか。（「そうです」と呼

ぶ者あり)

それは、一応、各学校だけに引くためのものじゃなくて、市内全域をできればカバーしたいという形で考えておりますけれども、今のところでは15年度末ぐらいでは、大体市内の8割程度ぐらいはカバーできるように持っていきたいということで、ずっと幹線網をめぐらせているわけですね。ですから、その先端が現在は、例えば、能古見地区で言いますと、能古見小学校の隣ぐらいまで来ているわけですね。ですから、今年度はそれをさらにもう少し延ばして行って、三河内の橋の方ですね、酒造所の、あのあたりまで延ばしていききたいとか、そういう計画をしていますので、特に学校だけにどうこうという形ではない状態です。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

ちょっと質問のあれが悪かったと思いますけれども、今現在引かれているですね、学校に限らず、それはわかります。例えば、じゃ将来的に、学校に限らずですけども、まず学校にした場合に、市内の小・中学校の範囲内で校内LANですか、その計画はされているんですかね。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいまのところ、そのような計画は持っておりません。今後の検討ということでさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

イントラネットですか、せっかくされて、後の利用がどのようにされるかと聞いたかったもんで質問したんですけども、今は考えていないということ言われたけれども、将来的に、それを利用する価値は大いにありますし、せっかく莫大なのというか、投資をされていますし、そういう中で、ぜひ、前回も質問の中で市内の双方向あたりも、僕はその中で言ったと思うんですけども、現実にはこれもうどこの地域でも済んでいますし、どうか、将来的には近いうちに利用されて、大いにそれを有効に使われることを希望して、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ただいま審議中の議案について質疑がある方はちょっと挙手をお願いをしたいと思います。——1人だけですかね。



ちょっと暫時休憩します。

午後 4 時 24 分 休憩

午後 4 時 34 分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。

最初に、これは私、質問の準備なかったんですが、先ほど山口瑞枝議員の方から、これは27ページの関連で質問がされたんですが、私の勉強不足だったのかどうかわかりませんが、恐らく勉強不足だったんでしょう、そういうことですので。しかし、初めて聞く言葉でしたので、お尋ねをしたいと思います、七浦地区に市が借用して市の施設をして、何か介護関係をやっているという説明がありましたが、全く初めて私は聞きました。私だけじゃないみたいです、休憩時間に何人か聞きましたらね。それで、きょう14年度の決算書が出ましたので、私は民生費の高齢者対策費、そのところを見ましたら、ここにはしっかり七浦生きがい対策型云々というのが書かれておまして、その字を初めて見たわけですよ。ことしの当初予算を見ますと、その中にはそういう言葉は出ていない。これじゃなかろうかなと思うようなのは出ていますから、それだとすれば、私の勉強不足だと言うしかありませんがね。しかし、それはそれとしても、新規の事業——ごめんなさい。14年ですから、15年の新規じゃないですね。しかし、いずれにしましても、こういう新たな、全く今までなかったように事業がぽんと出て、そして、こういう形で私たちが知るという結果になっているんですが、この点についてどういういきさつなのか、お尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

お答えいたします。

デイサービスセンターのことですけれども、これは14年度の事業でございます。まず、建設につきましては14年度の当初の予算で計上して説明はあったかと思っております。

なお、この建設につきましても、当初いろいろ開設される方ということで、予定者がいらっしゃったということで、ある程度進めておりましたんですが、なかなかそこがうまくいかないということもございまして、建設と引き受け者というのを並行して調整に当たっていたわけですが、ようやく14年度の末ごろになってから、引き受けの方がいらっしゃるということで、建設の、これは県の100%事業でございますが、いたしました。

それで、この引き受け者でございますが、この選定はどうしたかということでございます

が、これは東部地区ということで、西部地区には、きたじまというのがございますですね。それで、東部地区には病院も何もないということで、元気老人対策事業ということで七浦地区につくったわけですが、引き受け手のことでございますけど、この選定につきましては、これも東部地区、古枝、浜、七浦の区長会、民生委員会の会議がございまして、その都度、どなたかいらっしゃいませんかということで連絡等も取っておりましたが、ようやく、七浦のボランティアグループ・中村様という方が、ことしになって、先ごろ9月ですけど、私たちがいたしますということで引き受けられたので、この事業を開設したところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの件につきましては、今説明の分については大体わかりましたので、あとは決算にも出ておりますので、決算審議の中でまた取り上げていきたいと思っております。

次に移りたいと思っております。

30ページです。

6款1項4目、新さが水田農業経営確立推進事業負担金というのが上げられておりますが、先ほどの説明では米改革大綱への取り組みという説明だったと私は理解しておりますが、急いでおっしゃるので、どこで食い違ったかもわかりませんが、私はそう理解しておりますが、具体的にどのような事業がなされるのか、まずお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

これは、水田農業経営確立対策事業ということの中の新さが水田農業経営確立推進事業ということで、今回上げさせていただいております。これは、一般質問でもございましたように、今度、米の政策大綱が大きく変わろうとしています。これについて、お答えいたしましたように、鹿島市水田農業確立の推進協議会というのが現在ございます。こういう形で、今後、実際今からプランを検討していくということで、今回、県の方から補助金が出ています。それを今回上げさせていただいております。（「具体的に、どういう事業ですか」と呼ぶ者あり）

具体的には、政策大綱にのっとりまして、今から鹿島市に実際割り当てが幾ら来るという部分を、じゃあ、どういうふうに今から地区で割っていくかということと、もう一つは、作物、今まで減反で麦、大豆をやっておりました。これだけでいいかどうかということも含めて、今度検討をしていきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

6月議会でしたか、私は米改革大綱の問題にちょっと触れましたが、市長は私の発言に対しては、後継者の問題とか今の農業情勢の中でこれをやるしかないというような、そういうお答えをされたと思います。恐らく御記憶にあられると思います。確かに、足元だけを見ればそういう状況があると思いますが、しかし、あのときも私は申し上げたと思いますが、まだまだ私も十分には米改革大綱については深くは見ておりませんが、見ていきますと、本当に、特に米作農家を守っていくというものになるかということ、そうでないと。本当に農家が切り捨てられていく、その第一歩になるような、そういう問題だと私は受けとめながら、この問題を見ております。

そういうことを考えるときに、積極的にこういう予算が入ってくるわけですけど、今回のどなたかの一般質問に対しても、鹿島市の農業の取り組みは間違っておったというような意味のことをおっしゃいましたね。それは、所得が上がっていないからと。確かに、そうです。これは、しかし、ただ単に鹿島市が独自で取り組んだ農業政策ではなく、国や県の農業政策をそのまま忠実に市民に押しつけてきたというところに、こういう大きな問題が出てきたと思うんです。そこまで市長自体も今までのあり方に問題を持っていらっしゃる中で、やはり今回出されておりますこの米改革大綱についても、もう少し深く研究をし、ただ単に財源的にも流れてくるからということで、それを忠実に予算運用していくということはいかななものかと思いますが、この点については市長のお答えをいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

日本人の主食であります米、この生産については、申されますように、やはり国の政策というのは大きな力がありますし、我々市町村としてもこれに乗っかってやると、主流のところはもうそれしかないというふうに思っております。そして、やっぱり今までの農業政策が自立心を阻害するようなことになってはいないかということも、私の反省材料の一つになっているわけです。自主的に、自分の判断で競争社会を生き抜いていくためにはどうすれば経営的にいいかと、こういうことをやっぱり根本から考え直す。結果的には、今回の米政策の転換も、そういうふうになっていくわけですので、私はそのことは、やはり大きな今からの米生産者が活力を持って臨める一つの要素になるのではないかとこのように期待をしているわけでありませう。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

## ○20番（松尾征子君）

今の市長の答弁は、理屈としか言いようがないと思います。これまでの国の、特に米に対する政策にしても、みんな以前は本当に日本の農業、特に鹿島の農業はそうですが、家族経営で零細経営で立ってきたんですよ。それが、何でできなくなったかと、これは完全におわかりでしょう。世界的な、また国の農業政策の中で、これが押しつけられてきたんですよ。自立しようにも、しようがなかったんですよ。そうでしょう、減反の押しつけをされたときに、私は頑張りますって、やれますか。それをしないと、そこの地域にいられないでしょう。私自身も議会に入ってからずっと農業の動きを見ますと、最初に来たのが、あの多良岳パイロット事業でしたよ。私は最初、負担金のときに、皆さんが市が提案した負担金の割合、それに賛成されたとき、私は初めてで震えながらそれに反対したのを思い出しますが、何年もしないうちに、私が言ったような形になってきた。その後、お米の減反とか農産物の輸入自由化がどんどんどんどん押しつけられてきたんですよ。そして、それをそのまま市の農政にも取り入れてきたと。それを積極的に進めてきたと。このことが、今日の全く先の見えない、見えないどころか一気に崩されていくような農業情勢になったんだと思います。この問題については、私がここでいろいろ申しても、市長の考えはそういうことですので、ここで一致点を見るところはなかなかないと思いますが、そういう今の情勢をしっかりととらえながら、私は財政運営をしていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。37ページです。

37ページ、都市公園費というのがあります。これも私はもう何度ここで同じことを言ったかわかりません。それは、今回の一般質問でもあったかもわかりませんが、公園の維持管理の問題です。今、旭ヶ岡公園にしても、蟻尾山公園にしても、またほかの公園にしても、お金がつき込まれてきれいになっています。きれいになることは、確かにいいことです。しかし、その後の管理が全くなされていないというのが現状です。もうこれは私がいろいろ言うまでもなく、これまで嫌と言うほど言ってきました。しかし、言ってきたけど、それが直らないと。例えば、旭ヶ岡公園一つとってみたいと思いますが、以前、私がそのことを申したとき、市長は何とおっしゃったかという、あそこは造園業者の方に委託をしているんだと、そういうことをおっしゃいましたね。後で、私もそのときは十分わからないでおりましたが、委託はされているけど、清掃の分までは委託はされていないということですね。私も今、毎朝、あそこは大手から抜けて高津原の方に行きますが、本当に、あの落ち葉のたまりぐあい、もう恥ずかしいですよ。鹿島の中心の公園ですね。あの清掃を、やっぱり何とかしなくちゃいけないと私は思います。それと同時に、よく朝、公園で会う地元の方がおっしゃいましたが、剪定をしたり、それから折れた木を捨てに持って行くのではなくて、その木の根っこに置いたままにしてあるというんですよ。それが腐れたりなんかして、本当に汚いと、地元の方がおっしゃっていました。剪定されたら、それは捨てるまで経費も入っていると思うんで

すが、そういう事態で公園が管理されているんですよ。せっかく、お金をかけて公園整備をやるんですけど、後の維持管理がもういまだに、私、何年ここで言っているでしょう、できていないということ。市長、あるときこういうこともおっしゃいましたよ。部制にしますから、それぞれの横の連携がとれますから、その辺は解消できますとおっしゃったこともあるんですよ。ところが、全く手がつけられないというのが今日の現状です。

何とか、根本的にその維持管理を考えていかなくちゃいけないんじゃないかと思いますが、先ほどもポケットパークの維持管理の面では自主的にしていただいていると。確かに、気づいた人たちは清掃したりしますよ、公園の花のトンネルなんかも自分のうちの前ぐらいされる方もあります。しかし、最近は、そういう集めた葉っぱを燃やせないから、集めてもどうしようもないから手もつけられないんですよとおっしゃる方もあるんですよ。そういういろんな情勢の変化の中で、やっぱり市の持ち物であれば、市がちゃんとした管理をすべきだと思うんです。だから、私は建設課長にも申しましたが、市が直接できないなら、例えば、関連するその地域の人たちに何らかの形で正式に委託をしながら清掃を取り組んでいただくとか、そういうことだってできるんじゃないかと私は申し上げました。もう同じことを言いたくないですが、ほかの市に行けば、高齢者の人とか、また作業員の人たちが常に植木の手入れをしたり、ほうきを持って清掃するという姿が見られるわけですよ。私は、そういう状況ですから、今本当に仕事がなく、わずかな年金でどうしていこうかという生活苦の人もたくさんいらっしゃいますので、そういう人たちに何らかの形で委託をするなど、雇用拡大の面でも簡単な公園、また市の施設の管理についてはお願いをするというようなことだってできるとは思いますが、その点についていかがお考えなのか。これは建設課長より市長がお答えいただきたいと思いますがね。

**○議長（小池幸照君）**

中川都市建設課長。

**○都市建設課長（中川 宏君）**

市長から答弁ということでございますけれど、この問題につきましては、公園の維持管理だけの問題ではなくて、例えば、市道とか里道とか地元で管理をお願いしている部分もございます。それらについては、こちらの方からお金を差し上げてどうのこうのという形でやっているわけではございませんので、仮に公園とか花のトンネルだけお金を払って維持管理をお願いするというのも、ほかの場所と施設等との維持管理の今の状況からして、ちょっと整合性がとれない部分があると考えているところでございます。

**○議長（小池幸照君）**

本日の会議時間は議事の都合上、会議時間を延長します。

松尾議員に申し上げます。質疑は簡潔にお願いをいたします。20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

すぐほかのところを比較されるんですよ。さっきも言ったでしょう。何ですか、あれは福祉問題か何かで言いましたよね。すぐほかのがあるからできないと。じゃあ、何をやっているんですか、市は。何でも、ほかのと比較してやって、これだってもう10年以上言っていますよ、私は。だから、何か目玉になるところぐらい、すばらしいと。人がいつも行き交うところぐらい、すばらしいと。例えば、あそこは高校生が通うところですよ。小・中学生も通うところですよ。その子供たちがみずからごみ一つ落とせないなど、すばらしいなと思うような、そういう公園づくりをやってみようじゃありませんか。できますか。本当にですね、行かれたことありますか、皆さんは。毎日、私はあそこを通るたびに、目を覆いたくなるような気持ちで通っているんですよ。だから、その辺の、何もお金をやるとか云々の問題じゃないと思うんですよ。あなたたちの考えで、地元の人とどういってお話し合いをするかということもあると思うんですよ。その辺で、やっぱりもう少し考えていただきたいと思うんですよ。旭ヶ岡公園というのは、鹿島市でも中心的な公園だと思っていますよ。だれか来たときは、私たちも、何かありますかという、やっぱり旭ヶ岡公園にも連れていきたいんですが、あの大手から門を入った途端、草はぼうぼう生えかぶって、そして落ち葉のね、もう私はいつかも言いました。落ち葉はきれいだけど、あれはだん肥えだと言いました。まさにそうですよ。そういうところに、よそから来たお客さんを連れていこうという気になりませんよ。何か見かけだけの施設はお金をかけてつくるわけですけど、そうするよりも前のままにとって、もっと維持管理に手をかけた方がまだよかったんじゃないかと私は思いますが、その点について、心痛みませんか。市長、いかがですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ほかのところと、そこだけと言われますが、私たちは日常、いろんな人たちと接しておって、どこか1回すれば、あそこばかりなんですとかと、我々のところは何でせんとかと、こういうことになるんですよ。そういう意味で言っているわけでありませぬ。

例えば、私の近所のピオの前の通り、あの都市計画道路であります、あそこは私も何回も出て清掃とかしておりますし、また、女性たち、男性、じいさんたちもそうですが、花を植えてみたり、そういうものをしていただいておりますね。溝さらいなんかも市で全部できれば、それはもうそれでいいんでしょうが、財政の問題もあって地元の人たちにお願いをしていると、こういうことでもありますので、今議員が言われたように地元の人たちに協力依頼という形をお願いはしてみようと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

これは公園の清掃だけではないです。何度も言いたくはありませんが、一つやろうとすれば、あの人もある、この人もあるからということで財政的に大変なことはわかりますよ。しかし、そういうことでは、やっぱり、市長は大いなる田舎づくりなんておっしゃいますが、汚れとつとが田舎やないわけですよ。そこの生きた自然をいかにさらに美しく保っていくかということなんですよ。手をつけないのが田舎じゃないんですよ。もう少し、スローガンを上げるなら、それを生かす施策も私はしていただきたいと思います。

次です。42ページ。

ここで教育費の中の公民館費というのがありますが、これに関連してお尋ねをしたいと思います。

公民館の問題では、一般質問で私も、それから北原議員も、高津原の公民館に関連して質問をいたしました。そのことでちょっと確認をさせていただきたいと思います。

市長は北原議員の質問に対して、高津原区はいろいろと御協力もしていただいたということで、それなりの対応は——言葉は違うかも知れませんが、それなりの対応はさせていただきたいという御答弁をされたと思います。ということは、一般的に公民館については2,000千円の補助金だということで条例でもうたわれておりますし、今まですべてそれでやられてきたわけですが、それなりの対応ということになりますと、私たちはお金の上での対応をしてくださると、そう理解します。じゃあ、今の制度の中で、今の高津原の公民館をつくるというのに、それ以上の対応ができるのでしょうか。できたら、これにうれしいことはありません。それがそのままできるかどうか。その辺について、どういう形で取り組んでいただくのか、確認をしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

そのまま暫時休憩します。

午後4時59分 休憩

午後5時 再開

○議長（小池幸照君）

引き続き会議を開きます。

20番議員に対する答弁をお願いします。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ここに平成元年10月27日付の覚書がございます。当時鹿島市長・馬場勝市長さん、相手方が高津原区区長・松本九州男殿、鹿島市議会議員・山本義一郎殿、高津原区役員一同殿と、こういう鹿島市長の覚書が交わされております。これは、蟻尾山総合公園事業を建設するに当たって、地元との覚書を作成をされております。

その中で、今御質問に関係する項目の中で、「部落公民館として建設可能な助成事業を検討する」と、こういう覚書を鹿島市と地元との間で交わしております。こういう覚書にのっ

とって、通常 2,000千円ということでありますが、それ以上の助成をいたすつもりですというふうに申しました。金額については、建設がどれくらいの規模なのか、あるいはそれに対してどれくらいが妥当なのかは、今から詰めていきたいと、こういうふうに思っております。2,000千円以上はいたします。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かに覚書はありますが、一般的な公民館として扱う場合に、その覚書だけで余分な金額が出せるのかどうかですね。その辺は別に……（「出すなてや」と呼ぶ者あり）いや、もちろん出してもらわんといかんですけどね、ただ、そういうことになりますと、やっぱりおかしくなる部分もあると思うんですよ。だから、その辺の対応をちゃんとしていかんといかんし、そうじゃなかったら、私が申しましたように、市の施設として何らかの形でつくるとかいう形になれば問題はないわけですが、ただ単に、一地区の公民館としてする場合に、そういう覚書があるから余分に出せるということにはならないと思います。そこの根拠をはっきりしておかないとですよ。してみたら、いや、これでは出されんやっぱいということになれば、高津原もくいやつかんわけですよ。だから、2,000千円以上は出すということですが、2,000千円以上、より大きいお金を出してもらわんといかんわけですからね。

やっぱり、この前、市長は、高津原は本当によくいろいろと皆さん方協力して守ってもらいましたとおっしゃいましたね。確かにそうだったと思います。本当に、今公園ができているところも、集団でミカン農園をされている、私も知っていますよ。私と一緒に働いておった人が、集団でミカン農園場ばせんばらんと言って仕事ばやめた人いらっしゃいますよ。しかし、そういう人たちが泣く泣くあそこを手放すというようなこともあっているんですよ。それから、集会所も体育館の横にというようなことを言いながら、区民は市役所との約束を守ったけど、市は守っていなかったわけで、ここでしっかり、ちゃんとした根拠をここで聞いておかんと、私もまたね、前もそがんふうやったけん、またそういうことは桑原市長はしないと思いますが、ないように私は念を押させていただいております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

もう一つ、この運動公園の当初の計画では体育館をつくるということにしておりましたが、そこのところも高津原が利用できるようにいたしますというふうなことも申し上げておりました。それも不可能になりましたので、こういうものをあわせて、私はこれはほかの部落に対する助成以上の助成は可能だというふうに判断をしておりますので、よろしく願いいたします。



○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

最後にしますが、可能だと言ってもらえるのはうれしいですが、そこをぴしゃっとしないと、ただ、それを根拠にやれるのかどうかということです。だから、例えば、別にそういう特例をつくって、条例でつくってとかいろいろお金ば出すためには、ちかっとやぎそれでよいかかもしませんが、何もせんでよかぐらいの補助金増額でうんとは言いたくないわけでね。それですから、その辺を確実に根拠は、そののどうしてされるかというね、やっぱりその辺を私は念を押したいわけです。

○議長（小池幸照君）

ちょっと暫時休憩します。

午後5時5分 休憩

午後5時6分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

鹿島市補助金の採択基準等に関する取り扱い要領というものがございしますが、この中に、「その他、特に市長が必要と認める事業については、直接事業費の30%以内」、こういう項目がありますので、こういう項目にも当てはめながら。また、ほかにもいろいろ検証はします。今、おっしゃられたようなことがやっぱり想定できますので、特例的にやるわけですので、検証はしますので、こういうものを主にあとすき間を埋める分があったらそういうもので埋めていきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

根拠がそういう形であれば、それにのっとってということになると思いますので、よろしくお願いします。より奮発をしていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今、助役の方からちょっと指摘をいたしました。筒口の公民館、これは中木庭のダムの集団移転地というそういう位置づけのもとに特例的にやっているようでございますので、そういうものの例もございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、そういうことでぜひ進めていただきたいと思います。

次、最後になりますが、42ページです。

鍋島家の資料収集事業ということで、これは先ほどの説明では、複製とかマイクロフィルムとかなんかおっしゃいましたけど、ちょっとよくわかりませんが、これは結局、福岡の方からいただいでくる分に6,300千円だと思いますが、ということになりますと、どれくらいの量になるのかわかりませんが、保管庫とかなんとか設備の資金だって要るんじゃないかと思いますが、その辺はこれに含まれているんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

鹿島鍋島家の古文書の複製事業ですけれども、これは福岡市の市立博物館が古文書を、マイクロフィルム、これは35ミリですけれども、マイクロフィルム化しております。それを専用の機械で読み取って、CD-R、いわゆるCDですね、CDにするものです。CD自体が全部で28枚、4,227点が28枚におさまるようになります。そのほか、紙焼きもするにしても、閉架書庫がありますので、スペース的には十分大丈夫であります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

と申しますのは、せっかく、この大変な時期にこれだけのお金をかけて持ってくるわけですから、後の管理を、公園の管理も同じですが、やってしまったら、後はあがんとぼしたばってん、どがんしたろうかというようなことにならんように、やっぱり、大事なお金を使って持ってくるわけですからね。その辺がありましたので、私はお尋ねしたわけです。

ただ、今の時期に、果たしてこれだけが必要なという疑問も持ちます。本当に、今100千円、50千円というそういうお金で泣いている市民もいっぱいいますし、商工共済の問題などもあるように、今、多くの人たちが不安の中で生活しているときですから、こういう形でお金を使うんですから、よりやっぱり慎重にやって、後の保管管理もお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第49号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第49号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程を終了いたします。

あす18日は休会とし、19日は水道事業会計の決算審査特別委員会を、また、20日から21日までの2日間は休会とし、22日は議会運営委員会を、23日から25日までの3日間は休会とし、次の会議は9月26日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時12分 散会